

岡崎市火災予防条例指導基準

昭和 50 年 10 月 8 日	制定
平成 3 年 4 月 1 日	改正
平成 5 年 3 月 1 日	改正
平成 21 年 12 月 1 日	改正
平成 22 年 2 月 1 日	改正
平成 24 年 10 月 12 日	改正
平成 30 年 4 月 1 日	改正
令和元年 7 月 1 日	改正
令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 3 年 5 月 19 日	改正
令和 4 年 4 月 18 日	改正
令和 4 年 7 月 21 日	改正
令和 5 年 12 月 6 日	改正

第 1 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

第 1 炉（第 5 条）

火気設備の熱源については、薪、石炭等の固体燃料、灯油、重油等の液体燃料、都市ガス、液化石油ガス等の気体燃料のほか、電気を熱源とするもの（電気ヒーター、電磁誘導加熱）熱媒を使用するものがある。このうち、燃焼を伴うもの以外については、通常の使用状態で発熱体等の温度が摂氏 100 度を超えるものを規制の対象とする。また、電気を熱源とする家庭用の設備のうち電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 2 条に定める電気用品で、温度試験等より使用時における周辺温度が過度に上昇しないことが確認されたものは、条例に規定するところによるほか、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について（通知）」（令和 3 年 5 月 10 日付け消防予第 231 号）によること。

なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動可能なものについては、条例第 21 条から第 25 条の 2 で規制する。

1 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分（第 5 条第 1 項第 1 号）

間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造ったもので、次による構造と同等以上の防火性能を有するものをいう。ただし、不燃材料以外の材料の柱等が壁面等に露出している部分は除く。

(1) 鉄鋼モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが 2 センチメートル以上のも

の

- (2) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ 1.5 センチメートル以上のモルタル若しくはしっくいを塗ったもの
- (3) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 2.5 センチメートル以上のもの

2 別表第 1 (第 5 条第 1 項 1 号ア)

次による。

- (1) 使用温度

溶融、溶解、煮沸、焼却等を行うために必要な温度をいう。

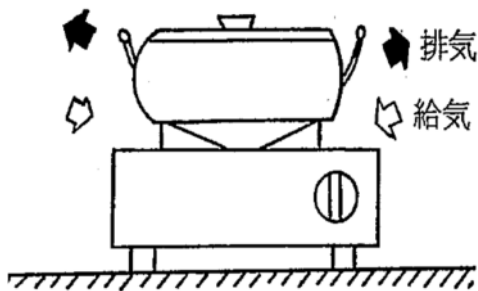
- (2) 防熱板

岡崎市火災予防規則 (昭和 38 年 2 月 1 日規則第 1 号) 第 7 条による。

- (3) 開放式

燃烧用の空気を屋内からとり、燃烧廃ガスをそのまま屋内に排出する方式をいう。

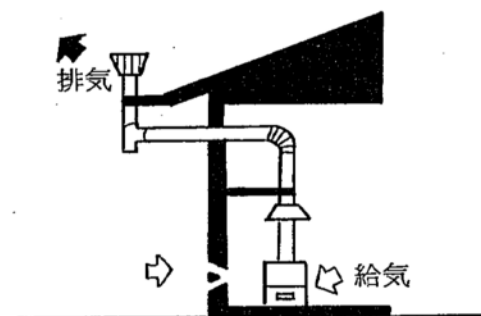
例図



- (4) 半密閉式

燃烧用の空気を屋内からとり、屋外に燃烧廃ガスを排出する方式をいう。

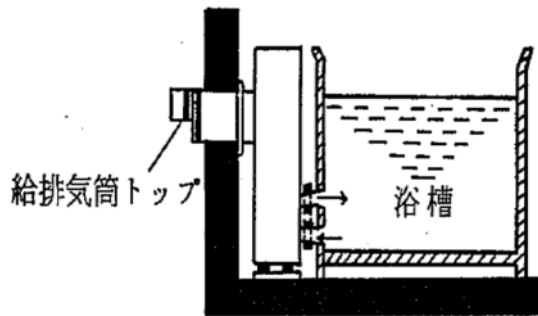
例図



- (5) 外釜

次による。

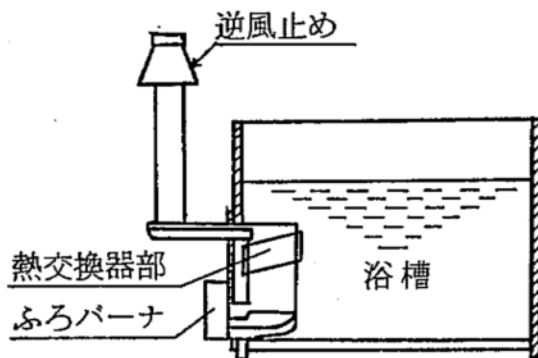
例図



(6) 内釜

次による。

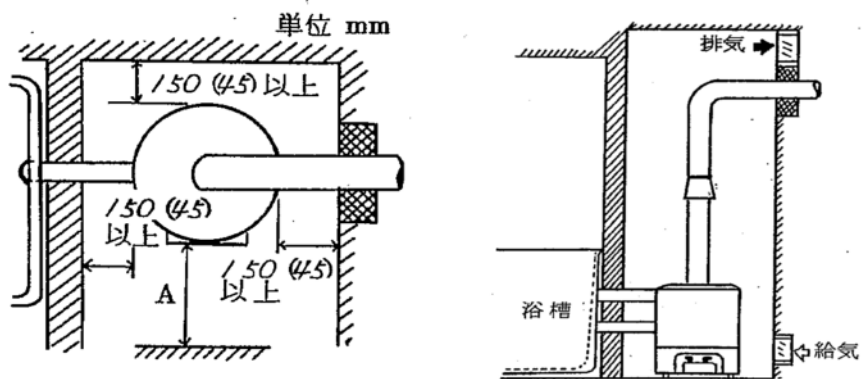
例図



(7) 浴室外に設置バーナー取出口のあるもの（外釜）

次による。

例図



注1 バーナー取出口前方と60ミリメートル以上の離隔距離をとること。
ただし、不燃材料で仕上げをした場合はバーナーの引き出せる寸法とする

こと。

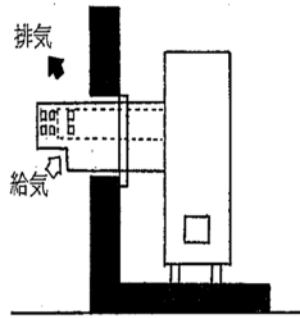
2 ()内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とすること。

3 単位は、ミリメートルとすること。

(8) 密閉式

屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガスを排出する方式をいう。

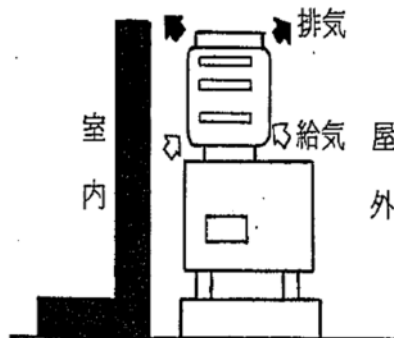
例図



(9) 屋外用

機器本体を屋外に設置し、屋外で給排気する方式をいう。

例図



(10) 常圧貯蔵型

常圧貯蔵型湯沸設備とは貯蔵槽内にあらかじめ貯えた水を加熱する構造で、貯蔵部が大気に開放されており、常圧以上の圧力のかからない構造のものをいう。

3 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離（第5条第1項第1号イ）

第三者検査機関が実施する防火性能評定等又は製造者等が実施した試験データ等によって離隔距離が確認されたものについては、当該基準に適合しているものとし、検査機関等が定める離隔距離に従って設置することができる。

4 避難の支障となる位置（第5条第1項第4号）

原則として、階段、避難口等から水平距離5メートル以下をいう。ただし、防火的な区画をした室に設置する場合はこの限りでない。

5 有効な換気を行うことができる位置（第5条第1項第5号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第20条の3及び建築基準法施行令に基づく換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造（昭和45年建設省告示第1826号。以下「換気設備の構造告示」という。）に定める基準を満たしている場合を除き、次による。

- (1) 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部の面積は、次の計算式により算出すること。ただし、算出した数値が、200平方センチメートル未満となる場合は、200平方センチメートルとすること。

$$A = V \times a \times 1 / d$$

A：開口部の必要面積（平方センチメートル）

：炉の入力（キロワット）

入力については、第5条第3項の指導基準による。

a：1キロワット当たりの必要面積（平方センチメートル）で燃料種別に応じた次表の数値

燃料種別	a
気体	8.6
液体	9.46
固体	11.18

d：ガラリ等の開口率で種別に応じた次表の数値。ただし、ガラリ等を使用しない場合は1.0とすること。

ガラリ等の種別	d
スチールガラリ	0.5
木製ガラリ	0.4
パンチングパネル	0.3

- (2) 給気ファンにより燃焼に必要な空気を取り入れる場合の必要空気量は、次の計算式により算出すること。

$$Q = V \times q$$

Q：必要空気量（立方メートル毎時）

V：炉の入力（キロワット）

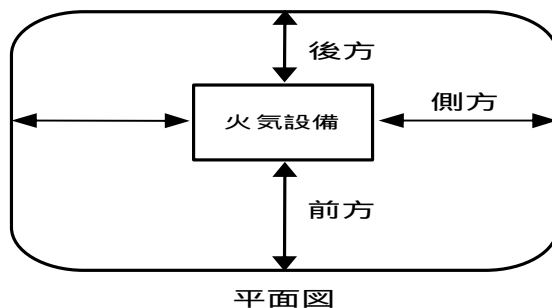
q：1キロワット当たりの必要空気量（立方メートル毎時）で燃料種別に応じた次表の数値

燃料種別	q
気体	1.204
液体	1.204

- (3) 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼に必要な空気が有効に得られる位置に設ける場合は、この限りでない。
- (4) 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。
- (5) 有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、かつ、屋外に通じていること。

6 床（第5条第1項第6号）

土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造る範囲は、床面上の火気設備から次図に示された離隔距離内の床面とする。



7 防火上有効な措置（第5条第1項第6号）

金属で造った床又は台の下に適当な遮熱材を入れ、室温摂氏35度のときに火気設備を設置した床面又は台上の温度が摂氏80度を超えることとならないような措置をいう。

8 火災の発生のおそれのある部分（第5条第1項第7号）

火気設備の本体部分（取付け枠、支持台及び本体と一体となっている附属設備を含む。）の構造全てをいう。ただし、操作上のつまみ、レバー、絶縁材料等はこの限りでない。

9 開放炉（第5条第1項第11号）

鋳物工場、焼き入れ工場等にみられる炉又はかまどで、燃焼ガス等の高温の気体、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接外気に放出させる構造のものをいう。

10 防火上有効な遮蔽（第5条第1項第11号）

火の粉の飛散並びに接炎を防止するための遮蔽板、衝立の類及び火の粉、伸長した火炎又は可燃性の蒸気が天蓋から排気筒へ浸入することを防止できる遮蔽板、グリスフィルターを設けることをいう。

- 11 安全に誘導する装置（第5条第1項第12号）
ピットを設け、その中へあふれた溶融物を誘導する溝又は囲いを設ける等の措置をいう。
- 12 防火ダンパー（第5条第1項第13号ア、第5条の4第1項第2号ウ）
次による。
 - (1) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすること。
 - (2) 厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
 - (3) 閉鎖した場合に防火上支障のある隙間が生じないものであること。
- 13 防火上有効な遮蔽（第5条第1項第15号ウ）
不燃材料で造った壁、塀、衝立、遮蔽板等をいう。
- 14 油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク（第5条第1項第15号エ）
使用の状態における燃料の最大消費時において、運転開始90分後の室温と燃料タンクの油温との差が摂氏20度以下で、かつ油温が摂氏40度以下である場合をいう。
なお、燃料タンクを搭載するキュービクル式発電設備（一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認定品）にあつては、これに該当しているものとする。
- 15 気密に造る（第5条第1項第15号イ）
タンクの接合方法は、溶接によること。ただし、屋内に設ける容量250リットル以下のタンクにあつては、充填剤を用いた巻締めによる方法でも差し支えない。
- 16 開閉弁（第5条第1項第15号キ）
開閉弁は、燃料タンクに設けること。ただし、燃料タンクに設けることができない場合は、配管に設けても差し支えない。この場合手動式のものにあつては、速やかに操作できるものであること。
- 17 自動的に覚知することができる装置（第5条第1項第15号ケ）
J I S S 3020（石油燃焼機器用油タンク）に示す油量計の構造に準ずる。
- 18 過度の予熱を防止する措置（第5条第1項第15号セ）
温度調整装置及び過熱防止装置を設けることをいう。ただし、温度調整装置の

機能が停止した場合、予熱する燃料の温度が過度に上昇しない場合は、過熱防止装置を設けないことができる。

19 金属管以外の管（第5条第1項第16号ア）

J I S S 3022（石油燃焼機器用ゴム製送油管）に適合するものであるとともに、次による。

- (1) 屋内部分以外に使用しないこと。
- (2) 配管の長さは必要最小限とすること。
- (3) 分岐及び送油管相互の接続をしないこと。

20 必要に応じ（第5条第1項第17号）

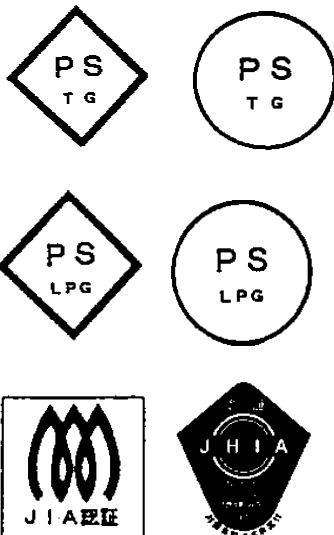
炉の形態や燃焼方式によっては、必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を設けること。

21 安全装置（第5条第1項第17号）

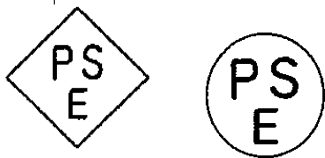
安全装置が設けられていない設備にあっても日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した設備及び電気用品安全法に適合したものについては、安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するものとみなして差し支えないものとする。



（日本産業規格に適合したもの）



（日本産業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの）



(電気用品安全法に適合したもの)

22 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置(第5条第1項第17号ア)

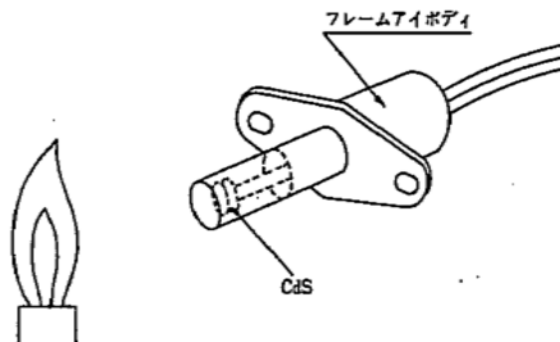
点火時、再点火時の不点火、立ち消え等によるトラブルを未然に防止する装置又はシステムで、JIS S 2091(家庭用燃焼機器用語)に示す「点火安全装置」又は「立ち消え安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものとする。

- (1) 「点火安全装置」とは、液体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、JIS S 3030(石油燃焼機器の構造通則)に示すとおり、バルブの開閉操作、送風機の運転及び電気点火操作の順序にかかわらず、点火装置の通電前に燃料の流出がなく、安全に点火できる構造のものであるか、又は通電前に燃料流出があるものについては、自動的に、かつ、安全に点火できる構造のものであること。
- (2) 「立ち消え安全装置」とは、気体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、JIS S 2092(家庭用ガス燃焼機器の構造通則)に示すとおり、パイロットバーナーなどが点火しない場合及び立ち消え、吹消え等によって燃焼しない場合に、バーナーへのガス通路を自動的に閉ざし、また、炎検出部が損傷した場合には、自動的にバーナーへのガス通路を閉ざすものであり、更に、炎検出部は、パイロットバーナー等との関係位置が通常の使用状態で変化することのないように保持されている構造のものであること。
- (3) JISの適用設備以外の設備に設ける点火安全装置及び立ち消え安全装置についても、(1)及び(2)と同様以上の安全性を確保できる構造のものであること。

点火安全装置の例

(フレームアイによるもの)

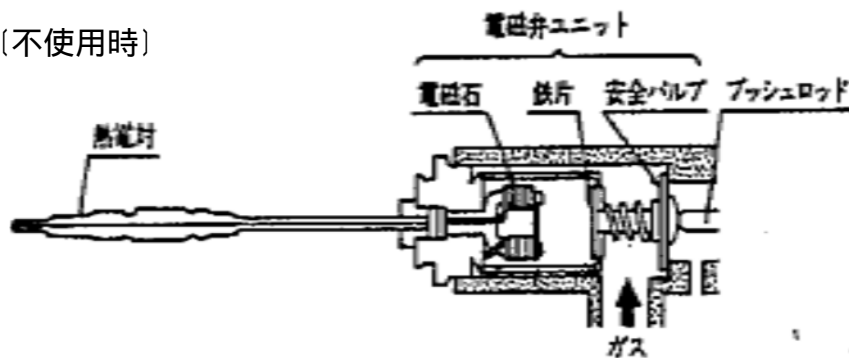
〔使用時〕



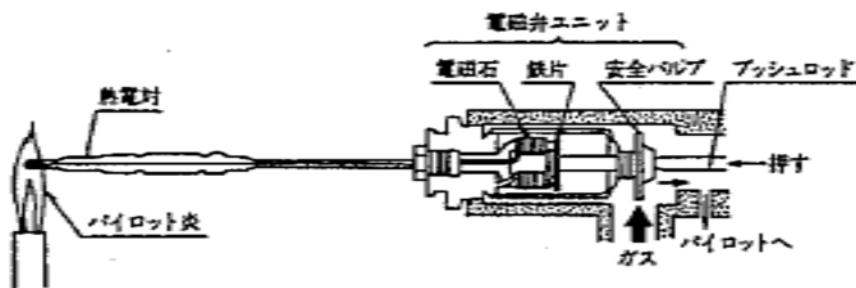
立ち消え安全装置の例

(熱電対によるもの)

(不使用時)



(使用時)



23 点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置(第5条第1項第17号イ)

次による。

- (1) 点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを排気ファンにより炉外に排出させ、事故を未然に防止する装置で、J I S S 2091 に示す「プレパージ」及び「ポストパージ」をいうこと。
- (2) J I S の適用設備以外の設備に設ける場合においても、(1)と同様な機能を有する装置であること。

24 温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置(第5条第1項第17号ウ)

燃焼機器本体又は周辺の壁、床等の温度が、規定温度以上になることを防止する装置又はシステムでJ I S S 2091 に示す「過熱防止装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものとする。

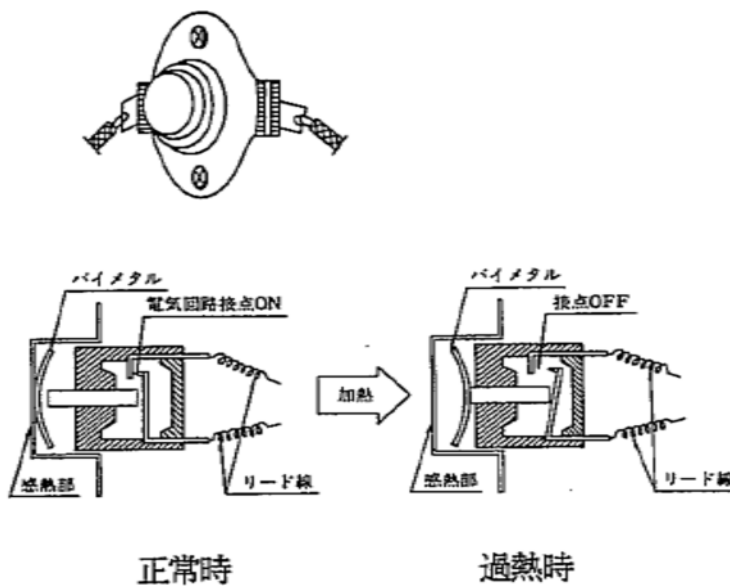
- (1) 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、J I S S 3030 に示すとおり、規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃焼を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。また、パイロット燃焼となるものに

あつては、燃焼を継続してもよいが危険な状態になってはならないものであること。

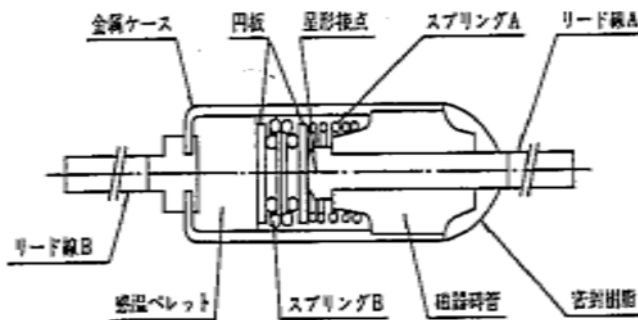
- (2) 気体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、J I S S 2092 に示すとおり、機器本体又は機器周辺が過熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし、また、温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。
- (3) 電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置及びJ I Sの適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。

過熱防止装置の例

(バイメタルによるもの)



(温度ヒューズによるもの)



- 25 停電時において自動的に燃焼を停止できる装置（第5条第1項第17号工）
燃焼中停電した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又はシステムでJ I S S 2091 に示す「停電安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有する構造のものとする。

- (1) 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける停電安全装置は、J I S S 3030

に示すとおり、使用中停電した場合、燃焼を停止し、停電時間の長短にかかわらず、再通電した場合でも危険がない構造のものであること。ただし、停電時の危険を防止できる構造のものは、燃焼を停止しなくてもよいものであること。

- (2) J I Sの適用設備以外の設備に設ける停電安全装置についても、(1)のものと同等以上の安全性を確保できる構造のものであること。

26 耐熱性を有するもの（第5条第1項第19号ア）

次による。

- (1) 電線においては、不燃材料で被覆したものに限らず、一般に用いられている裸電球であっても炉から受ける熱に耐える場合は差し支えないこと。
 (2) 接続器具においては、陶磁器製のものが一般的であること。

27 短絡を生じないように措置（第5条第1項第19号ア）

次による。

- (1) 短絡のほか、漏電及び接続端子のゆるみによる過熱をいうこと。
 (2) 電線間の距離をとり、かつ、電線の支持点の間隔を狭くしてたるみのないようにすること、電線をがい管に納めること等があること。

28 必要な点検及び整備（第5条第2項第2号、同項第3号及び第21条第1項第13号）

設備の亀裂、破損、摩耗、漏れ等当該設備に関する全ての点検及び整備をいい、液体燃料を使用するものの点検及び整備の範囲は次による。

送風に関するもの	1 燃焼用送風機（フィルターを除く） 2 温風用送風機（ガードを除く）
点火、燃焼に関するもの	1 油量調節器 2 油ポンプ 3 ノズル 4 バーナー（しん式を除く） 5 点火変圧器 6 点火電極 7 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く） 8 熱交換器
安全装置に関するもの	1 炎監視装置 2 制御機構 3 温度調節器 4 過熱防止装置 5 空だき防止装置

	6 停電安全装置 7 対震安全装置 8 不完全燃焼防止装置 9 立ち消え安全装置 10 点火安全装置
油タンク、燃料配管に関するもの	1 油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く） 2 電磁弁 3 燃料配管 4 燃料バルブ
電装品類	1 スイッチ類 2 ランプ類 3 タイマー類 4 ヒューズ類
その他	消音器

29 必要な知識及び技能を有する者（第5条第2項第3号、第13条第1項第9号及び第21条第1項第13号）

「岡崎市火災予防条例第5条第2項第3号、第13条第1項第9号及び第21条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について（平成4年7月1日付け消防本部告示第1号）」による。

30 異常燃焼を防止するために必要な措置（第5条第2項第5号）

温度が異常に上昇したときに警報を発する装置、自動的に燃料の供給を断つ装置等を設けることをいう。

31 入力350キロワット以上の炉（第5条第3項）

入力とは、その設備の最大燃焼時の燃料消費量を熱量に換算したもので、熱量の換算は次の計算式により算出する。

なお、同一の室内(専用不燃区画)に近接して鍛造場等を複数設置する場合は、当該設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分を合算したものとする。

(1) 液体燃料を使用するもの

$$\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ/l)} \times \text{燃料消費量 (l/h)}}{3,600}$$

燃 料 名	低発熱量 (kJ/l)
灯 油	34,490
軽 油	35,160
重 A 重 油	37,260

B	重油	38,090
C	重油	38,180

(2) 固体燃料を使用するもの

$$\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ/kg)} \times \text{燃料消費量 (kg/h)}}{3,600}$$

燃料名	低発熱量 (kJ/kg)
石炭	35,580
無煙炭	36,000

(3) 気体燃料を使用するもの

$$\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ/Nm}^3\text{)} \times \text{燃料消費量 (Nm}^3\text{/h)}}{3,600}$$

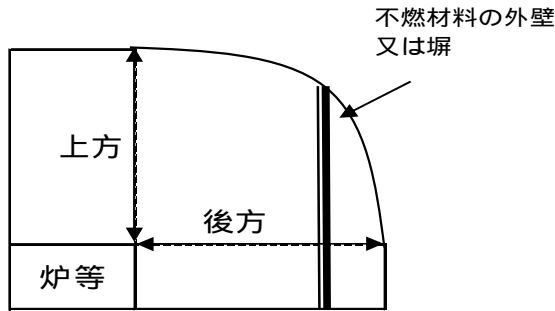
燃料名	低発熱量 (kJ/Nm ³)
都市ガス (13A)	46,040
プロパンガス	100,460

32 窓及び出入口等に防火戸を設けた室内に設けること (第5条第3項)
次による。

- (1) 窓及び出入口等の開口部に、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができる防火戸を設けた専用の室に設けること。
- (2) 使用形態上常時閉鎖状態を保持することができない場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸を設けた専用の室に設けること。

33 有効な空間を保有する等防火上支障のない措置 (第5条第3項)
次のいずれかの措置をいう。

- (1) 屋内に設置する場合は、炉の周囲に5メートル以上、かつ、上方に10メートル以上の空間を有すること。
- (2) 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に設置する場合は、炉の周囲に3メートル以上、かつ、上方に5メートル以上の空間を有すること又は不燃材料の外壁 (窓及び出入口等の開口部には防火戸を設けたもの) 若しくは塀に面して設置すること。



側面図

- (3) 炉の設置される部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。

第2 風呂釜（第5条の2）

主として家庭で使用する小型の風呂釜を対象とし、公衆浴場等の営業用風呂釜は、条例第5条の炉の規制とする。

空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置（第5条の2第1項第2号）フロート、バイメタル等により燃料の供給を停止する装置をいう。

第3 温風暖房機（第5条の3）

暖房を主目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備を対象とする。条例第5条で規定する熱風炉のうち、暖房を主目的とするものは、本条の規制の対象とする。。

温風暖房機（第5条の3第1項）

気体、液体又は固体燃料の燃焼エネルギーを熱源とする燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造のものをいう。

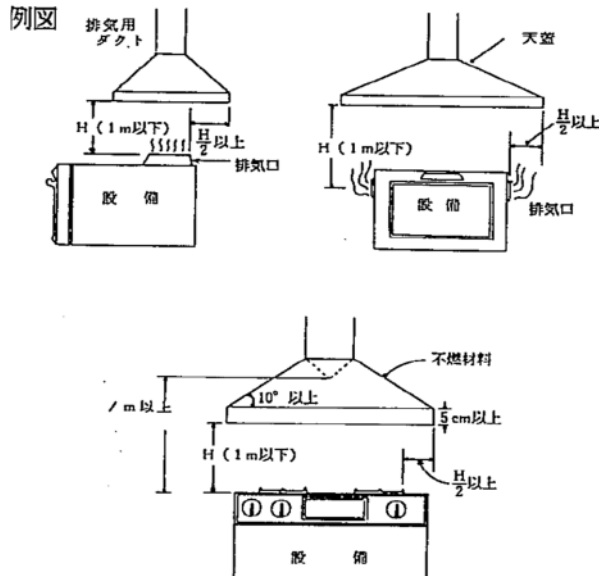
第4 厨房設備（第5条の4）

調理を目的として火気を使用する設備で、固定して使用するものをいい、規制される火気設備は、業務用、一般家庭用を問わず、また、使用場所も飲食店、家庭の台所、事務所の給湯室や給食センター等多岐にわたる。

厨房設備の種類としては、煮炊き用（こんろ、レンジ、めんゆで器等）、焼き物用（オーブン、グリル、サラマnder等）、揚げ物用（フライヤー等）、炊飯用（炊飯器等）、保温用（温蔵庫、ベンマリー等）、その他（蒸し器、食器洗浄機、給茶器等）がある。

1 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（第5条の4第1項第1号）

厨房設備の上部に設置され、廃ガスのほか、調理に伴う水蒸気及び油脂成分を屋外に排出するダクト及び天蓋をいう。



2 耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料（第5条の4第1項第1号ア及び同項第2号イ）

排気用ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は溶融亜鉛めっき鋼板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし、板厚については、次による。

なお、ガルバリウム鋼板については溶融亜鉛めっき鋼板と同等以上の不燃材料として扱う。

(1) 排気用ダクトの板厚（入力が21キロワットを超えるもの）

角形ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板

300 以下	0.5 以上	0.6 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

(2) 排気用ダクトの板厚 (入力 21 キロワット以下のもの)

角形ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

(3) 天蓋の板厚 (入力が 21 キロワットを超えるもの)

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

(4) 天蓋の板厚 (入力が 21 キロワット以下のもの)

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	溶融亜鉛めっき鋼板
800 以下	0.5 以上	0.6 以上
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上

1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

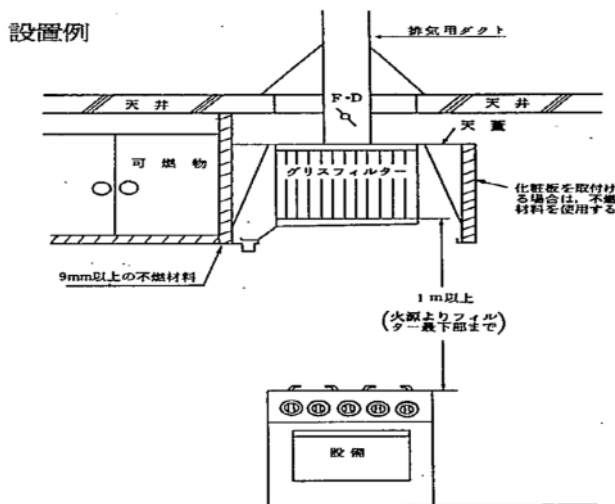
3 当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの（第5条の4第1項第1号ア、同項第2号イ及びウ）

厨房設備の入力が21キロワット以下であって、かつ、厨房設備の使用頻度が低いと認められるものをいい、一般家庭において通常使用されている程度のものはこれに該当する。

4 金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない（第5条の4第1項第1号ウ）

次による。

(1) 天蓋の側方と可燃物との保有距離については、当該可燃物を厚さ9ミリメートル以上の不燃材料で被覆した場合は、10センチメートル未満とすることができること。



(2) 排気用ダクトと可燃物との保有距離については、可燃物を厚さ50ミリメートル以上のJIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に適合するロックウール保温材、JIS A 9510（無機多孔質保温材）に適合するケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で被覆した場合は、10センチメートル未満とすることができること。

5 十分に排気を行うことができるもの（第5条の4第1項第1号エ）

換気設備の構造方法(昭和45年建設省告示第1826号)に適合する排気能力を有するものをいう。

6 他の用途のダクト等（第5条の4第1項第1号オ）

一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等をいう。ただし、給湯湯沸設備

等の煙突等のうち、油脂等の滴下防止措置を講じた場合は、この限りでない。

- 7 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備（第5条の4第1項第2号）
揚げ物、焼き物、炒め物その他排気用ダクトにおける火災の原因となる油脂成分を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいう。
- 8 排気ダクトを用いず、天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの（第5条の4第1項第2号ア）
天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
- 9 火炎伝送防止装置（第5条の4第1項第2号ウ）
防火ダンパー又は自動消火装置をいう。
防火ダンパーは第5条第1項第13号アの規定による。
自動消火装置は、天蓋、ダクト及び厨房設備火災用自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその附属設備により構成されたものをいい、天蓋・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術基準（一般財団法人日本消防設備安全センター認定基準）に適合するものとする。
- 10 排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの（第5条の4第1項第2号エ）
厨房設備から5メートル以内に排気ファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合で、厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気用ダクトで、厨房室内に露出して設置されているものをいう。
- 11 自動消火装置（第5条の4第1項第2号イ）
厨房室から直接屋外に出る排気ダクトの水平部分の長さが2メートル以下のものは、設置を要しないものとする。

第5 ボイラー（第6条）

火気、燃焼ガス、その他高温ガス及び電気により水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、温水又は蒸気を他へ供給する設備をいう。

- 1 その他の遮熱材料（第6条第1項第1号）
モルタル、粘土、しっくい、グラスウール等をいう。
- 2 安全弁（第6条第1項第2号）

ばね安全弁、おもり安全弁、てこ安全弁の3種類がある。

なお、蒸気ボイラーにあっては、内部圧力が最高使用圧力の106パーセント(その値が0.034メガパスカル未満のものは、0.034メガパスカル)を超えないものとする。

3 その他の安全装置(第6条第1項第2号)

水の膨張力により、弁を押し上げて水を逃がす構造の逃し弁又は逃し管をいう。

第6 乾燥設備(第9条)

乾燥を主目的にするためのものであり、条例第5条で規定する熱風炉のうち乾燥を主目的にするものを規制の対象とする。ただし、電気を熱源とする浴室乾燥機については、条例第5条の3の温風暖房機として、温水を使用する浴室乾燥機については、温風吹出し口に補助ヒーターが組込まれているものは条例第5条の3の温風暖房機として、組込まれていないものは入力に応じて条例第10条の簡易湯沸設備又は条例第10条の2の給湯湯沸設備として規制する。

1 非常警報装置(第9条第1項第2号)

サーモスタットその他温度測定装置に連動して警報を発する装置をいう。

2 熱源の自動停止装置(第9条第1項第2号)

自動的に燃料の供給を断ち、又は電源を切る装置等をいう。

第7 簡易湯沸設備(第10条)

大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいい、貯湯部が大気に開放されているものや真空のものがある。

簡易湯沸設備(第10条第1項)

入力12キロワット以下の湯沸設備をいう。

第8 給湯湯沸設備(第10条の2)

大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいい、貯湯部が大気に開放されているものや真空のものがある。

給湯湯沸設備(第10条の2第1項)

入力12キロワットを超える湯沸設備をいう。

第9 燃料電池発電設備（第10条の3）

都市ガス、LPG等を原料とし、その原料から水素を化学的に取り出し、酸素と化学反応させることによって電気を発生させる装置をいう。

第10 ヒートポンプ冷暖房機（第11条の2）

冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備をいう。

1 防振のための措置（第11条の2第1項第2号）

内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

2 排気筒（第11条の2第1項第3号）

内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

3 防火上有効な構造（第11条の2第1項第3号）

排気筒の遮熱材を不燃材料にすること、排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないことをいう。

第11 火花を生ずる設備（第12条）

有効に除去する換気装置（第12条第3号）

ファン等による強制換気装置をいう。

第12 放電加工機（第12条の2）

加工液中において、工具電極と加工対象物との間に放電をさせることにより加工対象物を加工する機械をいう。

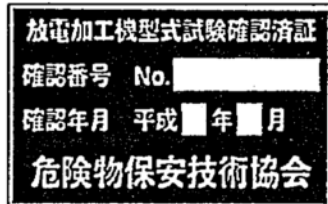
工具電極の形態により、形彫り放電加工機又はワイヤ放電加工機がある。

1 構造の基準（第12条の2第1項）

危険物保安技術協会が行う放電加工機の安全を確認するための試験に合格し、「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されている放電加工機については、本項

に定める構造の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないものとする。
また、自動的に消火できる装置について財団法人日本消防設備安全センターが行う消防防災用設備等の性能評定を受け、「証票」が貼付されているものについても同様に扱うものとする。

〔放電加工機型式試験確認済証〕



〔証票〕



- 2 設定された温度（第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）
摂氏 60 度以下とする。
- 3 設定された液面の高さ（第 12 条の 2 第 1 項第 2 号）
加工対象物の上面から液面までの間隔が 50 ミリメートル以上とする。
- 4 自動的に消火できる装置（第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）
放電加工機の加工液に引火した場合に、自動的に火災を感知し加工を停止するとともに、警報を発生し消火できる機能を有するものとする。
なお、当該装置については、手動操作においても消火剤の放射ができる機能を有するものとする。
- 5 吹きかけ加工（第 12 条の 2 第 2 項第 2 号）
加工液中に没しきらない大きな加工対象物等について、加工液を噴流により吹きかけながら加工を行うことをいう。
- 6 その他火災の発生のおそれのある方法による加工（第 12 条の 2 第 2 項第 2 号）
加工液のタンクが空の状態の場合に加工位置を決めるために行う空放電及び各種安全装置を取り外した状態で行う放電加工等を含む。
- 7 工具電極を確実に取り付け（第 12 条の 2 第 2 項第 3 号）

使用の前に必ず確認を行うことをいう。

8 必要な点検及び整備（第12条の2第2項第4号）

自動停止装置、自動消火装置等が正常に作動するか定期的に点検を実施するとともに、その結果を記録しておくこと。また、不良箇所が発見された場合は整備を行うことをいう。

第13 変電設備（第13条）

変電設備とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサ等の機器によって構成され、その全出力が20キロワットを超えるもので、次条に規定する急速充電設備を除くものをいう。

1 出力の算定（第13条第1項）

次による。

- (1) 電気事業用（電力会社）の変電設備にあつては、変圧器（計器用変圧器、計器用変流器を除く。）の設備容量（キロボルトアンペア）の合計値をキロワットに読み替えること。
- (2) 電気事業用以外の変電設備のうち、主変電設備にあつては、電気事業者との最大契約電力を出力とすること。
- (3) (1)及び(2)以外の変電設備にあつては、変電設備の設置場所に設けられる変圧器の設備容量（キロボルトアンペア）の合計値をキロワットに読み替えること。
- (4) 同一敷地内に変電設備が2か所以上あつても、それぞれの出力は、合算しないこと。

2 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置（第13条第1項第1号）

水道管、蒸気管、マンホール等が設けられていない位置をいう。

3 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（第13条第1項第3号及び同条第2項並びに第15条第3項）

「岡崎市火災予防条例第13条第1項第3号及び第2項(第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項において準用する場合を含む。)並びに第15条第3項の規定により消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備、キュービクル式発電設備及びキュービクル式蓄電池設備について（平成27年7月22日付け消防本部告示第2号）」による。

4 床（第13条第1項第3号）

主変圧器に収納されている絶縁油の全量が区画外へ流出しないようコンクリ

ート等によりせきを設け、又は敷き居を高くすることをいう。

5 室内（第13条第1項第3号）

変電室は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、当該区画内には、変電設備及び変電設備に必要なもの以外は設けないことをいう。

6 有効な空間を保有する等防火上支障のない措置（第13条第1項第3号）
次による。

- (1) 変電設備の周囲（不燃材料で造った壁等に面する側を除く。）に3メートル以上の空間を保ち、かつ、油入機器から漏れた油が区画外へ流出しない床構造とすること。
- (2) 電気設備火災の消火に適応する固定消火設備を有効に設けること。

7 換気、点検及び整備に支障のない距離（第13条第1項第3号の2）
次表に掲げるとおりとする。

保有距離を確保する部分		保有距離
周 囲	操 作 面	1.0メートル
	点 検 面	0.6メートル
	換 気 面（注）	0.2メートル

（注） 操作面又は点検面以外で、換気口の設けられている面をいう。

8 有効な換気設備（第13条第1項第4号）
次による。

- (1) 換気の方法は強制換気が望ましいが自然換気でも差し支えないこと。
- (2) 換気口には、自閉式の防火ダンパー、換気扇（金属製のもので停電した場合に自動的に開口部を閉鎖できるものに限る。）等を設けること。ただし、換気口におおむね40メッシュ以上の引火防止網を設ける等の防火措置等を講じた場合は、これによらないことができること。
- (3) 換気口の周囲3メートル以内の部分には、可燃物及び火気がないこと。
- (4) 換気口は、雨雪が侵入しない構造とすること。

9 定格電流（第13条第1項第8号）
機器に銘記されている定格値をいう。

10 堅固に床、壁、支柱等に固定する（第13条第1項第10号）
次による。

- (1) 高圧電気設備は、原則として基礎ボルトにより固定すること。
- (2) 軟弱な地盤に複数のキュービクル式の変電設備を併置する場合は、基礎の傾

斜等を防止するため、チャンネル鋼のわく上に固定する等の措置をすること。

11 柱上（第 13 条第 2 項）

単柱、H 柱式等のものをいう。

12 道路上（第 13 条第 2 項）

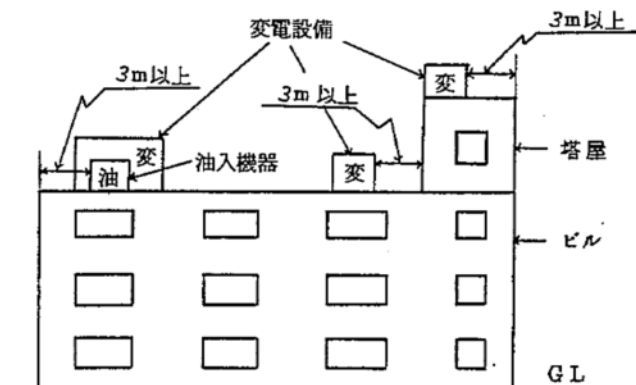
道路、歩道上及びこれらの上に設けられたやぐらの台上をいう。

13 電気事業者用のもの（第 13 条第 2 項）

一般に電力会社が需要家へ電力を供給するため、柱上及び道路上に設けられたものは、規定の適用を除外するものであるが、電力会社の管理に属さない自家用変電設備として柱上に設けられたもの又は建築工事、掘削工事等のために道路上に設けられたものは除かれないものとする。また、電柱の地中化に伴い電気事業者により地上に設けられる変圧器塔にあっては、柱上又は道路上以外に設けられるものであっても適用を除外する。

14 建築物から 3 メートル以上の距離（第 13 条第 2 項）

屋上に設ける場合は、次の例による。



15 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないもの（第 13 条第 2 項）

範囲については、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離 3 メートルの線で囲まれた部分に面する部分とし、高さについては、当該電気設備の高さ（2 メートル以下のものについては 2 メートル）以上とする。

第 14 急速充電設備（第 13 条の 2）

急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいう。

急速充電設備等の充電ポストの取扱いについては「急速充電設備等の充電ポスト

の取扱いについて（通知）」（令和4年6月27日付け消防予第319号）」によること。

1 急速充電設備（第13条の2第1項）

次による。

- (1) 条第13条の2（第1号、第3号、第12号及び第16号から第18号までを除く。）の規定については、一般社団法人 CHAdeMO 協議会の発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」1.2又は2.0に適合することにより、同等の措置が図られているものとして取り扱えること。
- (2) 急速充電設備を屋内に設置する場合の不燃区画等については、不要とすること。

2 電気を設備内部で変圧（第13条の2第1項）

急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するものをいう。

3 消防長が認める延焼を防止するための措置（第13条の2第1項第1号）

次の(1)から(5)までを満たすものをいう。

- (1) きょう体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- (2) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- (3) きょう体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- (4) 蓄電池が内蔵されていないこと。
- (5) 太陽光発電設備が接続されていないこと。

4 雨水等の浸入防止の措置（第13条の2第1項第4号）

外箱は、J I S C 0920（電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード））に示すI P 33以上の保護等級を確保していることをいう。

5 異常な高温（第13条の2第1項第10号）

過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度をいう。

6 衝突を防止する措置（第13条の2第1項第12号）

自動車等の衝突による感電事故及び出火事故を防止するため、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に樹脂製ポール、鉄製パイプ又は車止め等を設置することをいう。

- 7 操作に伴う不時の落下を防止する措置（第 13 条の 2 第 1 項第 13 号）
充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具等の設置をいう。
- 8 十分な強度（第 13 条の 2 第 1 項第 13 号）
急速充電設備のコネクタに係る規格（CHAdeMO 規格、UL 規格等）に適合しているものをいう。
- 9 漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造（第 13 条の 2 第 1 項第 14 号）
絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したものをいう。
- 10 流量及び温度の異常（第 13 条の 2 第 1 項第 14 号）
「流量の異常」とは、冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態を、
「温度の異常」とは、冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態をいう。
- 11 蓄電池（第 13 条の 2 第 1 項第 16 号）
蓄電池の基準は、次のいずれかによること。
 - (1) リチウムイオン蓄電池であり、かつ、J I S C 8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第 2 部：安全性要求事項）に適合するものであること。
 - (2) 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものであること。
- 12 異常な低温（第 13 条の 2 第 1 項第 16 号ウ）
蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度をいう。
- 13 制御機能（第 13 条の 2 第 1 項第 16 号エ）
蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネジメントシステム）をいう。

第 15 内燃機関を原動力とする発電設備（第 14 条）

非常用及び一般の用途に供する発電設備をいう。ただし、次に掲げる場合には、除外される。

- (1) 水力発電、火力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備及び電動発電機設備

- (2) 搬送用発電機を防火対象物内で固定しないで使用する場合
- (3) 容量が5キロボルトアンペア未満の小容量の発電設備

1 容易に点検することができる位置（第14条第1項第1号）
発電機の周囲には、0.6メートル以上の空間を保有することをいう。

2 防火上有効な構造（第14条第1項第3号）
次の場合等をいう。

- (1) 排気筒の遮熱材は、不燃材料とし、可燃物と接触しないようにすること。
- (2) 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。

第16 蓄電池設備（第15条）

蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものを規制の対象とする。

また、制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器（入力が低圧で油入機器以外のものを使用するものに限る。）も含まれる。

蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについては「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて（通知）」（令和4年3月31日付け消防予第155号）によること。

コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについては「コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて（通知）」（令和4年3月31日付け消防予第156号）によること。

耐酸性の床（第15条第1項）

アスファルト、プラスチック、耐酸性モルタル、耐酸塗料等をいう。

第17 ネオン管灯設備（第16条）

管灯回路の使用電圧が1,000ボルトを超える設備を規制の対象とする。

1 無接点継電器（第16条第1項第1号）
半導体等を利用した電子式点滅器をいう。

2 近接する（第16条第1項第3号）
ネオン管灯、ネオン配線の接続部等高压の充電部分から50センチメートル以内の部分等をいう。

3 用いないこと（第 16 条第 1 項第 3 号）

可燃材の取付材であっても難燃性の材料により覆われたものについては、用いても差し支えない。

第 18 避雷設備（第 18 条）

避雷設備（第 18 第 1 項）

構造は、J I S A 4201（建築物等の雷保護）の規格による。

第 19 水素ガスを充填する気球（第 19 条）

1 火気を使用する施設の付近（第 19 条第 1 号）

直線距離 15 メートル以内の部分を用いる。

2 工作物（第 19 条第 3 号）

工作物、架空電線、樹木等を用いる。

3 10 メートル以上の空間（第 19 条第 3 号）

最低を 10 メートルとし、気球の掲揚の高さに応じ、当該掲揚高（気球の頂部までの高さをいう。）の 2 分の 1 以上の距離を確保させること。

4 十分な強度を有する材料（第 19 条第 5 号）

通常使用されている気球は、絹、木綿、ナイロン等の布地の両面にゴム引きしたもの又は塩化ビニール布（厚さ 0.1 ミリメートル以上）で造られている。掲揚鋼の太さについては、材質ごとに次表に掲げる数値以上とする。

材質	太さ（mm）
綿	7
麻	6
クレモナ	5
テトロン	4
ナイロン	3

5 傾斜角度が 45 度以下となるような強風（第 19 条第 8 号）

15 立方メートルの気球が 45 度に傾斜するときの風速は、約 6 メートルから 7 メートル毎秒である。

- 6 適当な措置（第 19 条第 9 号イ）
ロープ、柵等で区画することをいう。

- 7 90 容量パーセント以下となった場合（第 19 条第 10 号）
水素ガスの充填率の測定は、一般にはバネばかりを使用して行う。例えば、水素ガス 100 パーセントである容量 15 立方メートルの気球の浮力は約 18 キログラムであり、90 パーセントに下ったときの浮力は 16.2 キログラムとなる。
指導の目安としては、連続して 15 日以上掲揚した気球は、90 容量パーセントに下ったものと推定すること。

- 8 詰替え（第 19 条第 10 号）
減少した水素ガスに対する補給的行為でなく、気球内のガスを完全に放出した後改めて充填することをいう。

- 9 看視人（第 19 条第 11 号）
本号ただし書に該当する場合であっても、不特定多数の者でにぎわいが予想されるものにあつては、看視人を置くよう指導する。

- 10 公衆の立ち入るおそれのない場所（第 19 条第 11 号）
操作者以外の者の出入りができない場所をいい、立入りの防止措置として、塀、柵等が設けてある場所をいう。

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

第 1 液体燃料を使用する器具（第 21 条）

屋内、屋外を問わず規制の対象となり、器具とは、通常の使用に際し容易に移動可能なものをいう。

- 1 液体燃料を使用する器具（第 21 条第 1 項第 1 号）
移動式の石油ストーブ、発動発電機等をいう。

- 2 火災予防上安全な距離（第 21 条第 1 項第 1 号）
次の表に掲げる数値以上とする。ただし、建築物等の構造が耐火構造又は下地及び仕上げを不燃材料で造ったもの又は建基令第 108 条第 1 号に規定する防火構造（同条第 4 号の規定に基づき建設大臣が同条第 1 号と同等以上の防火性能を

有すると認めて指定するものを含む)の場合を除く。

種類		保有距離(メートル)	
		上方	周囲
こんろ等	液体、気体、固体燃料を使用するもの	1.5	0.5
	電気を熱源とするもの	1	0.2
ストーブ	移動式のもの	1.5	0.5 (放射形のものは前方1.0、後方0.2)

注 上方の保有距離については、可燃物の受熱部分に火災発生防止のため有効な遮熱措置が講じられた器具については、当該距離を短縮することができる。

なお、ガスこんろに設けるゴムホースの位置は、こんろのバーナーの炎の出る部分より、下部に設けること。

3 地震等により自動的に消火する装置(第21条第2項)

ストーブに設けるものにあつては、J I S S 2019(自然通気形開放式石油ストーブ)及びJ I S S 2036(強制通気形開放式石油ストーブ)、こんろに設けるものにあつては、J I S S 2016(石油こんろ)の規格による。

第2 電気を熱源とする器具(第24条)

温度制御等を介在しない状態で、発熱体自体の温度が摂氏100度を超えるものを規制の対象とする。また、電気を熱源とする家庭用の器具のうち電気用品安全法第2条に定める電気用品で、温度試験等より使用時における周辺温度が過度に上昇しないことが確認されたものは、条例に規定するところによるほか、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について(通知)」(令和3年5月10日付け消防予第231号)によること。

第3節 火の使用に関する制限等

第1 喫煙等(第26条)

1 消防長が指定する場所(第26条第1項)

「岡崎市火災予防条例第26条第1項の規定に基づく喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込禁止場所の指定について(昭和60年4月1日付け消防本部告示第3号)」による。

2 喫煙等に関する基準（第 26 条第 1 項）

「喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの承認に関する審査基準」による。

3 適当な数の吸い殻容器（第 26 条第 4 項第 2 項）

吸い殻容器の数は、次による。ただし、喫煙所の面積、劇場等の規模、収容人員等を考慮すること。

- (1) 長椅子 1 脚につき 1 個
- (2) 1 人掛け椅子 4 脚につき 1 個
- (3) 椅子のない部分は、5 平方メートルにつき 1 個

4 喫煙所（第 26 条第 4 項第 2 項）

次による。

- (1) 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。
- (2) 床の仕上げは、可燃性の材料以外のものとする。
- (3) 喫煙所に設けるくず物入れは、不燃性の容器とすること。

5 消防長が指定する区域（第 26 条の 2 第 1 項）

「岡崎市火災予防条例第 26 条の 2 の規定に基づく重要文化財等における喫煙又はたき火の禁止区域等の指定（平成 11 年 12 月 1 日付け消防本部告示第 1 号）」による。

6 裸火（第 26 条の 2 第 1 項）

宗教的行為又は宗教的行事で用いられる火気、灯明、焼香、線香等又は火祭り、かがり火、ごま焚等以外のものをいう。

第 2 空地及び空家の管理（第 27 条）

空地及び空家の管理に関する基準（第 27 条第 1 項）

「空地及び空家の管理に関する指導基準」による。

第 3 たき火（第 28 条）

1 たき火（第 28 条第 1 項）

火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備器具による場合でも本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。

2 火災予防上必要な措置（第 28 条第 2 項）

次による。

- (1) 火粉の飛散防止のため、不燃性の容器を用意し、又は地中に穴を掘ること。
- (2) 水バケツ、消火器等の準備をすること。
- (3) 気象状況、燃焼状態に対応できるよう責任ある監視人をつけること。
- (4) 火災と紛らわしい煙又は炎を発する場合は第 53 条に基づいてあらかじめ届け出ること。

第 4 玩具用煙火（第 29 条）

玩具として用いられる煙火、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 1 条の 5 に定めるものをいう。

1 火災予防上支障のある場所（第 29 条第 1 項）

次に掲げる場所等をいう。

- (1) 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス、その他の可燃物等の近くの場所
- (2) 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所
- (3) 強風注意報等が発令されている場合

2 取扱い、貯蔵（第 29 条第 2 項）

問屋、百貨店、小売店等で取り扱い、又は貯蔵する場合を規制の対象とし、数量に下限は設けない。

3 蓋のある不燃性の容器（第 29 条第 3 項）

蓋のある不燃性の容器を用いないときは、日よけ等により直射日光を避けることをいう。

第 5 化学実験室等（第 30 条）

学校、研究室、試験室等で行われる小規模のものから設備、機械を用いて行われる大規模なものまで規制の対象とする。

火災予防上必要な措置（第 30 条）

実験中においては、適当な消火の準備及び実験中である旨の表示を掲出することをいう。

第6 作業中の防火管理（第31条）

屋内屋外の作業に関わらず、家庭で行う一時的な行為等を除いたもので、本文中の作業のほか、たがねによるはつり作業等も規制の対象とする。

1 火災予防上必要な措置（第31条第3項）

次に掲げる措置等をいう。

- (1) 壁体、床等のすきま、穴等がある場合は、補修をすること。
- (2) 作業後は、発熱した粉じん等に土砂等をかぶせ又は地中に埋没させること。
- (3) 必要に応じ監視人を置くとともに、作業中関係者以外の者を出入りさせないこと。

2 爆発性若しくは可燃性の粉じん（第31条第4項）

おがくず、小麦粉、でん粉、石鹼、綿、ゴム等粉じん爆発を起こす危険性のあるものをいう。

3 換気又は除じん（第31条第4項）

可燃性ガス又は蒸気で燃焼範囲の下限界値以上の濃度となるもの及び爆発性又は可燃性粉じん、爆発(燃焼)のおそれのある混合比となるものにあつては、強制換気措置又は強制除じん装置とする。

4 火災予防上必要な措置（第31条第4項）

工事中の防火対象物については、次による。

- (1) 工事施行責任者は、各分担工事者に防火に関する責任者を定め、火災発生の防止、早期発見、消火、通報避難等に関して、消防法第8条第1項による消防計画を作成し、これを関係者に十分徹底しておくこと。
- (2) 消防計画作成上特に明確にする事項
 - ア 工事中使用する引火性、爆発性物品の管理に関すること。
 - イ 溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具使用の際の管理に関すること。
 - ウ 喫煙の管理に関すること。
 - エ 火災発生時、当該建物内で作業中の者全員に対する連絡、避難及び消防機関への通報について、関係者の任務分担に関すること。
- (3) 当該防火対象物にかかる消防用設備等の工事完了前においては、装飾物品、商品等の可燃物の搬入をすることはできない。これは防火対象物の使用開始とみなされるため、搬入の時点には既に消防用設備を完備し検査に合格していなければならない。
- (4) 増改築工事については、既存部分の消防用設備が関係法令どおり有効に機能を保つとともに、災害防止に万全を期すること。

- (5) 百貨店等及び不特定多数の者を収容する防火対象物の増改築工事は、原則として営業中は禁止する。ただし、消防長が火災予防上支障がないと認めたものは、この限りでない。

5 作業現場（第31条第5項）

条例第31条第1項に定める溶接作業等を行う作業現場のみに限らず、あらゆる作業現場をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災と関係なく、周囲にも可燃物のない作業を除く。

6 火災予防上安全な場所（第31条第5項）

次の場所等をいう。

- (1) 周囲に不用な可燃物がない場所
- (2) 付近で危険作業が行われていない場所
- (3) 周囲に適当な広さの空地を有する場所

第4節 火災の警戒

火災に関する警報の発令中における日の使用の制限（第31条の2）

火入れ（第31条の2第1号）

森林法に基づく火入れを始め、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為の全てをいう。

第2章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第31条の3から第31条の7までに定める住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準については、「住宅用防災機器等取扱要綱」による。

第3章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（第33条）

「指定数量未満の危険物」とは、指定数量未満の全ての危険物を貯蔵し、又は取り

扱う場合における一般的な遵守事項について定めたものである。したがって一般家庭で取り扱われている微量の危険物（燃料、殺虫剤、塗料、化粧品、除草剤等）も規制の対象とする。

1 みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと（第 33 条第 2 号）

貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して、災害の発生又は災害の拡大のおそれがない状態を保つことをいう。ただし、少量危険物貯蔵取扱所においては、危険物の貯蔵及び取扱いに伴って必要となる最小限の量のパレット等の貯蔵用資機材、段ボール等のこん包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等を貯蔵し、又は取り扱う危険物に影響を与えない状態に管理して置くこと及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）第 38 条の 4 の規定に準じて貯蔵することをいう。

2 必要な措置（第 33 条第 6 号）

囲い、ネット、ロープ掛け等の固定による荷崩れ、転倒等の防止を図るほか、他の物体が落下するおそれのある場所等に容器を設置しないことをいう。

第 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第 34 条から第 35 条の 8 まで）

1 廃棄（第 35 条第 1 項第 2 号）

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「危令」という。）第 27 条第 5 項の規定により処分することをいう。

2 湿度（第 35 条第 1 項第 4 号）

湿度により危険度が著しく変化するものについては、湿度計等を設けることによって湿度を監視することをいう。

3 設備、機械器具、容器等（第 35 条第 1 項第 6 号）

危険物を取り扱う配管も対象とする。

4 電線と電気器具とを完全に接続（第 35 条第 1 項第 7 号）

震動によりゆるまないように堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続することをいう。

なお、電気器具を使用する場合は、防爆構造のものとする。

5 火花を発生する機械器具（第 35 条第 1 項第 7 号）

危規則第 24 条の 2 に規定する油中ポンプ設備は、火花を発する機械器具に該当しないものとする。

6 保護液（第 35 条第 1 項第 8 号）

空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液をいい、例えば、ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油あるいは、ニトロセルロースの場合の水等がこれに該当する。

7 接触し、又は混合しないような措置（第 35 条第 1 項第 9 号）

棚、箱、間仕切、区画、堤等によって、明確に区分することをいう。

8 防火上安全な場所（第 35 条第 1 項第 11 号）

不燃材料の塀で区画された場所等をいう。

9 防火上有効な隔壁（第 35 条第 1 項第 12 号）

防火構造又は不燃材料で造られた壁であって、隔壁の外部へ可燃性のガスが流出しない気密性のあるものをいい、原則として火気使用場所に近接する面には、開口部を設けないこと。

10 安全に処置する（第 35 条第 1 項第 14 号）

容器への回収、中和、希釈又は条例第 35 条第 1 項第 2 号の規定による廃棄をいう。

11 これと同等以上であると認められる容器（第 35 条第 1 項第 16 号ア）

次による。

- (1) 総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に規定する容器をいうこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、条例第 38 条の 3 の基準の特例を適用し、危規則第 39 条の 3 第 1 項ただし書と同様の扱いとすることができること。

12 容器を積み重ねて貯蔵する場合（第 35 条第 1 項第 17 号）

容器の積み重ね高さについては、地盤面又は床面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

13 防火に関し必要な事項を提示した掲示板（第 35 条第 2 項第 1 号）

「火気厳禁」とする。

14 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備(第35条第2項第2号)

次のような設備をいう。

- (1) タンク類、ポンプ類等に設けるオーバーフローパイプ、リターンパイプ等
- (2) 混合装置、攪拌^{かくはん}装置等に設ける飛散防止の覆い等

15 火災を防止するための附帯設備(第35条第2項第4号)

危険物から発生する蒸気を直火に触れないよう分離して排出する装置、又は強制換気設備、自然消火装置等をいう。

16 安全装置(第35条第2項第5号)

危規則第19条第1項及び第3項の規定に準ずる。

17 引火性の熱媒体を使用する設備(第35条第2項第6号)

加熱した高引火点危険物によって熱交換し、反応させる設備等をいう。

18 熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造(第35条第2項第6号)

熱媒体又はその蒸気をそのまま噴出させないため、当該安全装置から配管等で冷却装置若しくは予備タンクに導く構造等をいう。

なお、「火災予防上安全な場所」とは、屋外の高所、屋根上等の通風のよい場所をいう。

19 電気工作物に係る法令(第35条第2項第7号)

電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)をいい、同省令の規定のうち、特に第68条から第73条まで、第75条及び第76条については本号の規定との関連が深い。

20 静電気が発生するおそれのある設備(第35条第2項第8号)

静電気を発生しやすい可燃性の液体、可燃性の微粉等の危険物を取り扱う設備(攪拌^{かくはん}装置、混合装置、充填装置、配管等)をいう。

21 その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの(第35条第2項第9号ア)

設置する場所、周囲の状況、地震・風圧等の影響、使用する圧力、温度、湿度等の状況、危険物の性状等に照らして十分な強度を有するものをいい、次の配管等をいう。

- (1) 地上に設置する J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) の規格による配管又はこれと同等以上の耐熱性を有する金属製配管 (以下「鋼製配管等」という。)
- (2) 地下に埋設する防食被覆を施した鋼製配管等
- (3) 適正な接続方法で地下に埋設する呼び径 100A 以下の J I S K 7013 (繊維強化プラスチック管) 附属書 2 (石油製品搬送用繊維強化プラスチック管) の配 (以下「FRP 配管」という。)
- (4) 周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない建築物内に設ける油圧装置等の高圧ゴムホース管

22 水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体 (第 35 条第 2 項第 9 号ア)

水以外の不燃性の液体については水系の不凍液等を、また、不燃性の気体については窒素ガス等をいう。

23 取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないもの (第 35 条第 2 項第 9 号イ)

配管の材質自体により容易に劣化するおそれのないもの又は有効なコーティング等の措置を施したもので、取り扱う危険物が異常反応等により性状が変化した場合においても容易に劣化するおそれのないものをいい、次の配管等をいう。

なお、容易に劣化するとは、石油類等に含まれる水分等による腐食(さび)等、長期的に劣化が進行するものを含まない。

- (1) 石油等の危険物に用いる鋼製配管等
- (2) 腐食性の高い危険物に用いるステンレス配管又はコーティング等を施した鋼製配管等
- (3) 自動車ガソリン (J I S K 2202 (自動車ガソリン))、灯油、軽油又は重油 (J I S K 2205(重油))に規定するもののうち一種に該当するものをいう。)のいずれかを取り扱う FRP 配管
- (4) 油圧装置等の高圧ゴムホース管

24 火災等による熱によって容易に変形するおそれのないもの (第 35 条第 2 項第 9 号ウ)

火災等の高熱下において、短時間での変形又は損傷により危険物が漏えいし、災害が拡大するおそれのないものをいい、鋼製配管等が該当する。

25 地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所 (第 35 条第 2 項第 9 号ウ)

地盤面下に直接埋設する場所又は高引火点危険物を常温で取り扱う比較的火災発生のおそれの少ない危険物のみを取り扱う場所で、かつ、周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない場所をいい、次のような場所等をいう。

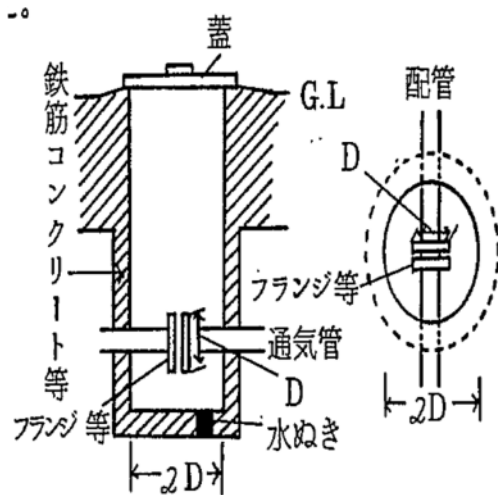
- (1) 防食被覆を施した鋼製配管等を埋設する地下
- (2) 適正な接続方法でFRP配管を埋設する地下
- (3) 適正な接続方法でFRP配管を敷設する地盤面下のピット
- (4) 油圧装置等の高圧ゴムホース管を設ける周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない建築物内

26 外面の腐食を防止するための措置（第35条第2項第9号エ）
危規則第13条の4の規定に準ずる。

27 設置される条件の下で腐食するおそれのないもの（第35条第2項第9号エ）
配管の材質自体が設置される場所において、腐食するおそれのないものをいい、地盤面下に直接埋設するFRP配管、地盤面下のピット内に敷設するFRP配管、地上に設置する鋼製配管等のうち腐食しにくい材質で造られたステンレス配管等をいう。

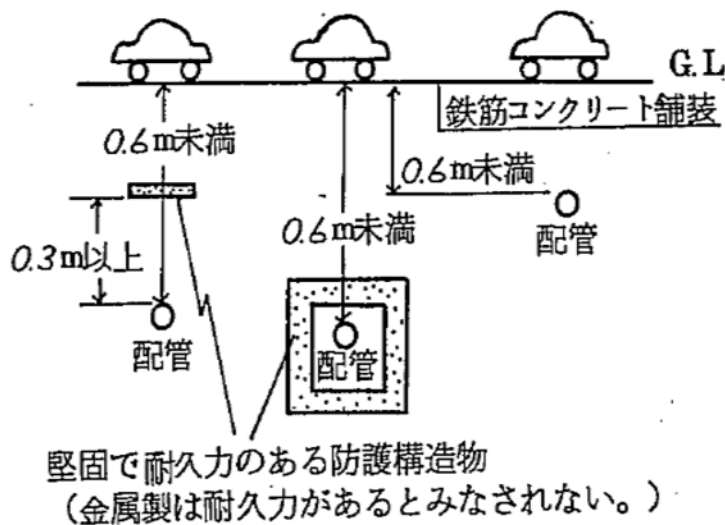
28 危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの（第35条第2項第9号オ）
地上部の荷重等の影響により離脱、損傷を受けるおそれのない接続方法をいう。
なお、FRP配管にあつては、適正な技能を有する者が施工する（同者の管理下において施工する場合を含む。）JIS K 7014（繊維強化プラスチック管継手）附属書3（繊維強化プラスチック管継手の接合）に規定する突き合わせ接合及び重ね合わせ接合をいう。

29 危険物の漏えいを点検することができる措置（第35条第2項第9号カ）
地盤面下に埋設される配管のうち、溶接接合以外の接合部分を有するものにあつては、フランジ式管継手等の直径の2倍以上の径を有し、かつ、配管の底部に達する深さを有する漏えい点検箱をいい、次の例による。



- 30 その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること
(第35条第2項第9号カ)

配管の保護については、次の例による。ただし、上部地盤面を車両等が通過するおそれがない場合又は建築物若しくは工作物がない場合にあつては、埋設された配管を保護することは要しない。



- 31 空地 (第35条の2第2項第1号)

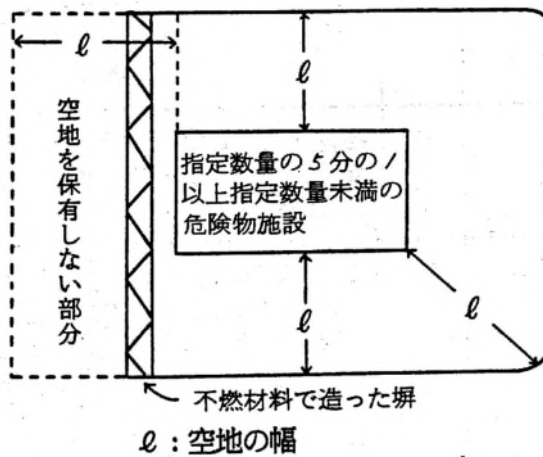
一定の空地の確保を明確にするため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲を柵、せき等で明示することをいう。

なお、ポンプ設備等の一切の工作物(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)を地上部に有しない地下タンクにあつては、当該空地を保有することを要さないものとする。

- 32 防火上有効な塀 (第35条の2第2項第1号)

次による。

- (1) 不燃材料で造ること。
- (2) 高さは、2メートル以上とすること。ただし、危険物施設の高さが2メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とすること。
- (3) 空地进行を保有しない部分を完全に遮蔽できるように設けることとし、次の例によること。



- (4) 地震等により容易に破損し、及び倒壊しない構造とすること。

33 防火構造の壁（第35条の2第2項第1号）

真壁裏返し塗で柱が露出しているものは、不燃材料でその部分を被覆すること。

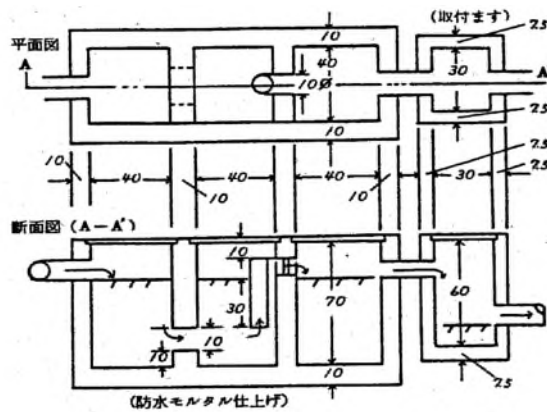
34 囲い（第35条の2第2項第2号）

高さ0.15メートル以上で、コンクリート、コンクリートブロック、レンガ等で構成された流出防止効果のあるものとする。

35 油分離装置（第35条の2第2項第2号）

比重が1未満の危険物を取り扱う場所に設ける油分離装置の構造は、図の例によるものとし、予想される排出油及び排水の流量に応じ、あふれないものであること。

図 油分離装置構造図



36 堅固に造る（第 35 条の 2 第 2 項第 3 号）

堅固な地盤面に固定するとともに、架台及び附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であることをいう。

37 取り扱う場所（第 35 条の 2 の 2）

危険物を取り扱う一体の設備のある場所及び取り扱うために必要な場所の全てをいう。

なお、条例第 33 条第 2 号の規定により貯蔵が認められる物品を貯蔵する場所も含むものとする。

38 採光（第 35 条の 2 の 2 第 5 号）

危険物の貯蔵及び取扱いに支障がないと認められる場合にあっては、照明の設備の設置をもって、採光の設備が設置されているものとみなす。

39 排出する設備（第 35 条の 2 の 2 第 6 号）

防爆型の換気扇等により可燃性の蒸気等を強制的に排出する設備をいう。

40 気密に造る（第 35 条の 3 第 2 項第 1 号）

条例第 5 条第 1 項第 15 号エの規定の例による。

41 地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける（第 35 条の 3 第 2 項第 2 号）

危規則第 21 条第 2 項の規定による計算方法による。

なお、縦型円筒状タンクのうち地盤面からの高さが直径の 1.5 倍以下のものにあつては、当該タンクを地盤又は基礎に水平にすえた状態で地震又は風圧に耐えるよう固定されたものとみなし、高さが直径の 1.5 倍を超えるものにあつては、固定のためのボルト等を直接タンクの側板に接合することなく、タンクに巻いたアングル又は底板の縁を基礎に固定する等の措置をすること。

- 42 さび止めのための措置（第 35 条の 3 第 2 項第 3 号）
塗装、コーティング等の措置をいう。
- 43 通気管（第 35 条の 3 第 2 項第 4 号）
危規則第 20 条第 1 項から第 4 項までの規定に準ずる。
- 44 引火を防止するための措置（第 35 条の 3 第 2 項第 5 号）
40 メッシュ以上の銅網等を設けることをいう。
- 45 自動的に表示する装置を設けること（第 35 条の 3 第 2 項第 6 号）
取り扱うタンクにおいて、危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、条例第 38 条の 3 の基準の特例を適用し、当該装置を設けないことができる。
- 46 火災予防上支障のない場所に設ける（第 35 条の 3 第 2 項第 7 号）
次による。
- (1) 注入口は、建築物又は工作物の可燃性の部分から 3 メートル以上離すこと。
ただし、注入口から 3 メートル未満の部分に建築物又は工作物の可燃性の部分がある場合は、不燃材料で造った塀を設け、又は当該可燃性の部分を不燃材料で被覆すること。
 - (2) 注入口から 3 メートル未満の部分に建築物の窓、出入口等の開口部がある場合は、当該開口部に防火戸を設けること。
 - (3) 注入口から 5 メートル以内に火気使用場所がないこと。ただし、壁又は塀により有効に遮蔽されている場合は、この限りでない。
- 47 結合部分に損傷を与えないように設置する（第 35 条の 3 第 2 項第 9 号）
結合部分の直近部分に可とう管等の金属可動式管継手を設けることをいう。
なお、ベローズ型伸縮継手を用いる場合は、次の基準によるとともに、配管の設置方法との組合せにより、地震等における軸方向変位量を吸収できるよう適正に設置すること。

配管呼径 (ミリメートル)	可とう管の長さ (ミリメートル)
25	300 以上
30	400 以上
40	500 以上
50	600 以上
65	600 以上

80	1,000 以上
100	1,100 以上

48 流出を防止するための有効な措置（第 35 条の 3 第 2 項第 10 号）

平屋建ての建築物に設けるタンク専用室にあっては、出入口の敷き居の高さを床面から 20 センチメートル以上とし、平屋建て以外の建築物に設けるタンク専用室にあっては、タンク専用室以外の部分に危険物が流出しないような全量収納できる構造とすることをいう。

49 底板の外面の腐食を防止するための措置（第 35 条の 3 第 2 項第 11 号）
危規則第 21 条の 2 の規定に準ずる。

50 タンク室（第 35 条の 4 第 2 項第 1 号）

底部及び周囲を厚さ 15 センチメートル（タンクの容量が 2,000 リットルを超えるものにあつては、30 センチメートル）以上の鉄筋コンクリートで造ることをいう。

51 設置（第 35 条の 4 第 2 項第 1 号）

タンクは、タンク室の内側と 10 センチメートル以上の間隔を保って据え付け、その空間には乾燥砂を充填することをいう。

52 漏れを防止することができる構造（第 35 条の 4 第 2 項第 1 号）

タンクを適当な防水の措置を講じた厚さ 15 センチメートル以上のコンクリートで被覆し、かつ、条例第 35 条の 4 第 2 項第 1 号ただし書、第 2 号及び第 3 号の規定の基準に適合する構造とすることをいう。ただし、タンクの容量が 2,000 リットルを超えるものにあつては、タンクの側方及び下方の被覆の厚さを 30 センチメートル以上とすること。

53 有効に保護（第 35 条の 4 第 2 項第 1 号）

危規則第 23 条の 2 の規定に準ずる。

54 堅固な基礎（第 35 条の 4 第 2 項第 3 号）

基礎は次のいずれかによる。ただし、危令第 13 条第 3 項の規定による構造のタンク（第 35 条の 4 第 2 項第 1 号「漏れを防止することができる構造」ただし書きによる構造のタンクを含む。）にあつては、(1)のコンクリート枕基礎により、FF 二重殻タンクにあつては、(2)の碎石基礎によること。

(1) コンクリート枕基礎

ア 基礎スラブは、厚さ 15 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋

は直径9ミリメートル以上、鉄筋間隔は30センチメートル以下)とすること。ただし、タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造(鉄筋は直径10ミリメートル以上、鉄筋間隔は30センチメートル以下)とすること。

イ 基礎の大きさは、タンクの水平投影面積以上とし、べた基礎とすること。

ウ 基礎とコンクリート枕架台とは別々に造ることなく、一体として造ること。ただし、SF二重殻タンクにあつては板厚6ミリメートル以上、巾30センチメートル以上の鋼製の枕基礎とすることができる。

エ 防食措置を施した帯鋼によってタンクを基礎に固定すること。

(2) 砕石基礎

ア 基礎スラブは、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。

イ 砕石床は、6号砕石等で厚さ200ミリメートル以上とすること。

ウ 支持砕石は、6号砕石等をタンク下部60度以上の範囲まで充填すること。

エ 充填砕石は、6号砕石等を砕石床から600ミリメートル以上まで充填すること。

(3) タンクの容量、埋設場所の土質等により、火災予防上支障がないと認めるときは、前2項の規定によらなくても差し支えない。

55 気密に造る(第35条の4第2項第4号)

ガラス繊維強化プラスチック製のタンクを除き、タンクの接合方法は、溶接による。

56 タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備(第35条の4第2項第7号)

タンク周囲の対角線上に設ける漏れい検査管のほか、危規則第23条の3第2号に定める設備又は二重殻タンクで危規則第24条の2の2第2項若しくは同条第4項に定める漏れを検知することができる設備をいう。

57 安全な注油に支障がない範囲の注油速度(第35条の5第1項第2号)

容器に詰め替える場合は、毎分60リットル(タンクへ詰め替える場合は毎分180リットル)以下の範囲のものをいう。ただし、タンクに緊結して注油する場合は、この限りでない。

58 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物(第35条の5第1項第3号)

危険物第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当する。

59 火災予防上安全な場所(第35条の5第2項第1号)

移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいう。

60 同等以上の機械的性質を有する材料（第35条の5第2項第2号）

次の計算式により算出された数値（小数点2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8ミリメートル以上のものとする。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \cdot 21}{\sigma \cdot A}} \cdot 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（%）

61 気密に造る（第35条の5第2項第2号）

タンクの接合方法は、溶接による。

62 これに相当する部分（第35条の5第2項第3号）

シャーシフレームのない車両にあっては、メンフレーム又はこれと一体になっているクロスメンバー等をいう。

63 安全装置（第35条の5第2項第4号）

安全装置の吹き出し部分の有効面積については、危規則第19条第2項第2号の規定の例による。

64 同等以上の機械的性質を有する材料（第35条の5第2項第5号）

条例第35条の5第2項第2号の規定の例による。

65 同等以上の機械的性質を有する材料（第35条の5第2項第6号）

次の計算式により算出された数値（小数点2位以下の数値は切り上げる）以上の厚さのものとする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \cdot 1.6$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

66 防波板（第35条の5第2項第6号）

次による。ただし、タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、危規則第24条の2の9の規定に準じて設けること。

(1) タンク室に移動方向と平行に1か所設けること。

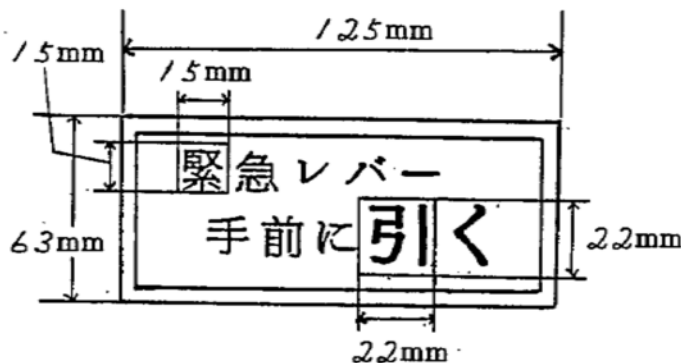
- (2) 防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の3分の1以上とすること。
- (3) 貯蔵する危険物の動揺により、容易に湾曲しない構造とすること。ただし、タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、危規則第24条の2の9の規定に準じて設けること。

67 同等以上の機械的性質を有する材料（第35条の5第2項第7号）
 条例第35条の5第2項第2号の規定の例による。

68 防護枠（第35条の5第2項第8号）
 危規則第24条の3第2号の規定に準ずる。

69 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第35条の5第2項第9号）
 必ずしもレバーの操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものとする。

70 表示（第35条の5第2項第9号）
 次の例による。



- (1) 地の色は、白色（マンセル記号N-9.5）とし、文字及び枠書き色は、赤色（マンセル記号5R4/10）をそれぞれ標準とすること。ただし、表示板にアルミニウム合金板を使用する場合は、地の色は、アルミニウム合金板の地色で足りること。
- (2) 表示及び枠書きは、反射塗料、合成樹脂性の反射シート等の反射性を有する材料で表示すること。
- (3) 表示方法は、直接タンク架台面に行うか、又は表示板若しくはシートに行うこと。

71 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所（第35条の5第2項第11号）
 危険物を常温で貯蔵するものにあつては、引火点が摂氏40度未満のものを取り扱うタンク室内、防護枠内、給油設備を覆い等で遮蔽した場所（遮蔽された機

械室内)等をいう。ただし、遮蔽された機械室内のうち通風がよいもの又は換気が十分行われるものにあつては、この限りでない。

72 同項の基準によらないことが通常である場合（第35条の6第2項）

次の場合等により日常生活の利便性が図られているものをいう。

- (1) 第3類の危険物のうち禁水性物質にあつては、水との接触を避けることとされているが、異常発熱による災害を発生させない方法を用いる場合
- (2) 第4類の危険物は、炎、火花等との接近又は加熱を避け、みだりに蒸気を発生させないこととされているが、異常燃焼等による災害を発生させない方法を用いる場合

第3 品名又は指定数量を異にする危険物（第36条）

同一の場所（第36条）

次の基準による。

少量危険物取扱所の区分	同一の場所とみなす範囲
屋外に設ける少量危険物取扱所 (屋外タンクを除く)	場所ごと
屋内に設ける少量危険物取扱所	室ごと
屋外タンクによる少量危険物取扱所	タンクごと
地下タンクによる少量危険物取扱所	群ごと

表中の少量は指定数量の5分の1以上指定数量未満を示す。

注1 屋外(内)に設ける、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物取扱所については、敷地の規模、棟の大きさ、作業の形態、作業の内容及び業務の関連等により判断する。

注2 地下タンクによる指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物取扱所の群ごとは次による。

- (1) 同一のタンク室内に設置されている場合
- (2) 同一の基礎上に設置されている場合
- (3) 同一の蓋で覆われている場合

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第37条）

- 1 同等以上であると認められる容器（第37条第1項第1号ア）

条例第 35 条第 1 項第 16 号アの規定の例による。

- 2 容器を積み重ねて貯蔵する場合（第 37 条第 1 項第 2 号）
条例第 35 条第 1 項第 17 号の規定の例による。
- 3 防火上有効な塀（第 37 条第 2 項第 1 号）
高さ 2 メートル以上の不燃材料で造った塀をいう。ただし、隣接する建築物等の実態に応じ、防火上必要な程度に高くすること。
- 4 防火上有効な隔壁（第 37 条第 2 項第 2 号）
小屋裏に達するよう不燃材料で造った壁をいう。
- 5 防火に関し必要な事項を提示した掲示板（第 37 条第 3 項）
「火気厳禁」とする。

第 2 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第 38 条）

- 1 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱い（第 38 条第 1 項）
別表第 3 品名欄に掲げる物品の基準は、次によるものとする。

(1) 綿花類

ア 不燃性とは、着炎した場合にそれ自体が燃焼しないものをいうこと。

イ 難燃性とは、着炎した場合にそれ自体は燃えるが、継続して燃焼しないものをいうこと。

ウ トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて、1 本 1 本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいうこと。

エ 繊維には、植物繊維、動物繊維、鉱物繊維、化学繊維をいう。ただし、動物繊維のうち繭は除くこと。

オ 繊維の燃焼性による区分は次表による。ただし、可燃性の物品で難燃化の処理をしたものは指定可燃物等に該当しないこと。

区分	繊維の例
不燃性	ガラス繊維、金属繊維、アスベスト、ホウ素繊維、炭素繊維
難燃性	フッ素繊維、ポリクラルール、塩化ビニリデン系繊維、フェノール系繊維、ポリ塩化ビニル系繊維、芳香族ナイロン
可燃性	ビニロン、ナイロン、アセテート、アクリル繊維、レーヨン（ビスコース法によるもの）、キュプラ、ポリプロピレン繊維、ポリエチレン繊維、綿、麻

(2) 木毛及びかんなくず

ア 木毛とは、細薄なヒモ状に木材を削ったもので、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維）が含まれること。

イ かんなくずとは、手動又は電気かんなを使用して、木材の表面加工の際に出る薄面状のものをいうこと。ただし、製材所等の製材過程において出るおがくず（木材加工品及び木くずで規制される。）は含まれない。

(3) ぼろ及び紙くず

ア ぼろ及び紙くずとは、繊維製品、紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいうこと。ただし、ぼろのうち機械圧縮して金属性の帯により梱包された商品ウエスは、ぼろに該当せず、梱包を解いたもの又は荒縄等で手締めをしたものは、ぼろに含まれる。

イ パルプは紙くずに含まれないこと。

(4) 糸類

ア 糸類とは、紡績工程後の糸及び繭をいい、綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があること。

イ 不燃性又は難燃性の判定は（1）ア、イ及びオを準用すること。

(5) わら類

ア 乾燥いとは、い草を乾燥したものをいい、畳表、畳床、畳、ゴザ等が含まれること。

イ 干し草のうち、含水量 11 パーセント以上の乾燥した葉たばこは、わら類には含まれないこと。

(6) 再生資源燃料

再生資源燃料には、次に掲げるもの等がある。

なお、廃棄処理の工程として、単に塊状とただけのものは除く。

ア R D F

家庭から出されるごみ等の一般廃棄物を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

イ R P F

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料として、添加剤等を加えて製造されたもの

(7) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、0 - クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン等があること。

イ 燃焼熱量及び融点については、J I S K 2279（原油及び石油製品 発熱

量試験方法及び計算による推定方法)及びJ I S K 0064(化学製品の融点及び溶融範囲測定方法)により行うこと。

(8) 石炭、木炭類

ア 石炭類とは、無煙炭、れき青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、練炭、豆炭、タドン等も含まれること。

イ 木炭類には、かいろ炭、コークス、活性炭及びカーボンブラックが含まれること。

(9) 木材加工品及び木くず

ア 木材加工品とは、製材した木材、板、柱、パレット、家具類等をいい、原木は含まれないこと。ただし、丸太のまま使用する電柱、くい類、建築用足場材は含まれること。

イ 木くずとは、廃材及びおがくずで、水に浸漬されたものは含まれないこと。

ウ 木材加工品中、現に使用中のもの(学校、事務所等の机、椅子等)は含まれないこと。

エ 木材加工業者の多くは石単位(1石は0.28立方メートル)を用いるので数量算定は次表を目安とし、36石を規制の範囲とすること。

なお、下駄は3,000足、ベニヤ板(2ミリメートル)は1,000枚以上で10立方メートル以上と推定すること。

品名	1個当たりの石数
木箱	0.3
下駄箱	0.4
机・洋ダンス	0.5
和ダンス	0.7

(10) 合成樹脂類

ア 不燃性又は難燃性の判定は、J I S K 7201-2(プラスチック 酸素指数による燃焼性の試験方法 第2部:室温における試験)により行い、不燃性又は難燃性の物品とは酸素指数26以上のものとする。

イ 発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいうこと。

ウ プラスチックフィルムは合成樹脂類に含まれること。

エ 合成樹脂類のうちゴムにあっては、天然ゴム、合成ゴム、再生ゴムがあるが、添加剤の有無、ゴムの形体(製品、半製品、原料ゴム)を問わず全て含まれること。ただし、ラテックス等の液状のものは含まれないこと。

オ ゴムを主体とした製品又は半製品で、他の材料を伴う製品(ゴム長靴、タイヤ等)又は半製品であっても、ゴムの容積又は重量において50パーセント以上占めるものは含まれること。

カ 合成樹脂類の燃焼性による区分は次表によること。ただし、不燃性又は難燃性の合成樹脂であっても、可塑剤、充填剤等の配合割合により、不燃性又は難燃性とならない場合がある。また、可燃性の物品で、難燃化の処理をし

たものは指定可燃物等に該当しないこと。

区分	合成樹脂類の例
不燃性又は難燃性	フェノール樹脂（PF） フッ素樹脂（PFE） ポリアミド（PA） ポリ塩化ビニリデン（PVDC） ポリ塩化ビニル（PVC） ユリア樹脂（UF） けい素樹脂（SI） ポリカーボネイト（PC） メラミン樹脂（MF） フッ素ゴム（FPM）
可燃性	アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂（AS） アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS） エチレン酢酸ビニル共重合樹脂（EVA） エポキシ系樹脂（EP）固体に限る。 セルロースアセテート（CAマセチルセルロース） 不飽和ポリエステル樹脂（UP） ポリアセタール（POM） ポリウレタン（PUR） ポリエチレン（PE） ポリスチレン（PS） ポリビニルアルコール（PVAL） ポリプロピレン（PP） ポリメタクリル酸メチル（PMMAアクリル樹脂） ポリメチルペンテン 天然ゴム（NR） イソプレングム（IR） クロロプレングム（CR） ブタジエンゴム（SBR） アクリルニトリル・ブタジエンゴム（NBR） ブチルゴム（IIR） エチレン・プロピレングム（EPM） アクリルゴム（ACM） ウレタンゴム（U） 多硫化ゴム（T）

- 2 区分して整理（第 38 条第 1 項第 3 号）
危険物との間に 1 メートル以上の空地を確保して、整理することをいう。
- 3 地震等により容易に荷崩れし、落下し、転倒し、又は飛散しないような措置（第 38 条第 1 項第 3 号）
囲い、ネット、ロープ掛け等の固定による荷崩れ、転倒防止等を図ることをいう。
- 4 適切な水分管理（第 38 条第 1 項第 5 号ア）
含有する水分を 10 パーセント以下となるようにすることをいう。
- 5 適切な温度（第 38 条第 1 項第 5 号イ）
搬入される廃棄物固形化燃料等に応じ、あらかじめ設定された温度以下であることをいう。
- 6 防火に関し必要な事項を提示した掲示板（第 38 条第 2 項第 1 号）
「火気注意」とする。
- 7 適温に保つための散水設備等（第 38 条第 2 項第 2 号）
散水等の冷却効果により、石炭、木炭類を適温に保つことのできる設備をいう。
- 8 散水設備を設置する等必要な措置（第 38 条第 2 項第 3 号ア）
防火扉、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、ドレンチャー設備、屋外消火栓設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設置された場合をいう。
- 9 防火上有効な塀（第 38 条第 2 項第 3 号イ）
条例第 35 条の 2 第 2 項第 1 号の防火上有効な塀に準ずる。
- 10 異なる取扱いを行う場合（第 38 条第 2 項第 3 号ウ）
ゴム製造の精錬工程及び成型工程、プラスチック製造の重合工程及び成型工程その他これらに類する取扱いをいう。
- 11 区画する（第 38 条第 2 項第 3 号ウ）
天井又は小屋裏まで達するように区画することをいい、その部分に開口部を設ける場合にあっては、防火戸を用いること。
- 12 水幕設備を設置する等必要な措置（第 38 条第 2 項第 3 号ウ）
次の場合等をいう。

- (1) スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設置された場合
 - (2) 貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間に3メートル以上の空間を有する場合
- 13 温度測定装置（第38条第2項第4号ア）
タンク、サイロ内に設ける温度計、廃棄物固形化燃料等の温度を直接測ることができる装置、サーモグラフィ等をいう。
 - 14 迅速に排出できる構造（第38条第2項第4号イ）
コンベア等の排出機構により短時間のうちに外部に排出することができる構造をいう。
 - 15 散水設備（第38条第2項第4号イ）
スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、連結散水設備等、貯蔵量に応じ短時間に十分な冷却・消火ができる設備をいう。
 - 16 不活性ガス封入設備（第38条第2項第4号イ）
貯蔵量に応じ、酸素濃度を十分に低下させることができる設備をいう。

第4章 消防用設備等の技術上の基準の附加

第1 消火器具に関する基準（第40条）

- 1 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（第40条第1項）
一般住宅の用に供する部分の面積は延べ面積に算入するが、当該部分に消火器具の設置を要しない。
- 2 消火器具（第40条第1項）
粉末消火器の場合10型以上を原則とする。
- 3 次に掲げる場所（第40条第2項）
条例第40条第2項各号に掲げる場所が令別表第1の防火対象物と同一の敷地に建築物と独立して屋外に設けられたものにあつては、当該場所が令別表第1の防火対象物に存するものとして消火器具の適用をする。
- 4 変圧器（第40条第2項第2号）

一次側又は二次側が 300 ボルト以上で、かつ、5 キロボルトアンペア以上のものをいう。

5 配電盤（第 40 条第 2 項第 2 号）

発電機、電動機等の制御、配電等の目的に使用するもの又は制御、配電に必要な各種開閉器、自動遮断器等を取り付けてあるもので、300 ボルト（交流にあっては実効値）以上のものをいい、壁等に取り付けてある分電盤の類は含まない。

6 その他これらに類する（第 40 条第 2 項第 2 号）

固定式又は移動式の別を問わず、次に掲げる電気設備で 300 ボルト以上のものをいう。

- (1) 電動機又は発電機
- (2) 溶接機（5 キロボルトアンペア以上のもの）
- (3) 赤外線乾燥設備
- (4) 整流器（5 キロボルトアンペア以上のもの）
- (5) 電熱設備（5 キロワット以上のもの）
- (6) 静電塗装設備

7 場所（第 40 条第 2 項第 2 号）

消火器を設けなければならない電気設備が 2 以上ある場合は、その数に関係なく当該電気設備のある場所の床面積 100 平方メートル以下ごとに消火器を設けることで足りる。

8 乾燥室（第 40 条第 2 項第 3 号）

乾燥室とは、熱源を用いて物の加熱乾燥をするための区画された室又はこれに類するものをいう。乾燥機（器）で内容積 1 立方メートル以上のものは、乾燥室とみなす。

9 その他多量の火気を使用する場所（第 40 条第 2 項第 3 号）

次に掲げる場所をいう。

- (1) 厨房（個人の厨房及び電磁誘導加熱式調理器のみを設置する厨房を除く。）
なお、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを設けた厨房も対象となる。
- (2) 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- (3) 工業炉及びかまどを設置する場所
- (4) 熱風炉を設置する場所
- (5) 火葬場のかま場
- (6) 焼却炉を設置する場所

(7) 公衆浴場のかま場

- 10 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は指定可燃物を煮沸する設備又は器具のある場所（第40条第2項第4号）

営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等（熱源を問わない。）のある場所又は工場等で可燃性固体類等を加熱又は煮沸する設備のある場所をいい、煮沸する設備とは、必ずしも可燃性個体類等が沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

- 11 引火性又は発火性の物質を貯蔵し、又は取り扱う場所（第40条第2項第5号）
危令第1条の11に規定する指定数量の10分の1以上指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

第2 屋内消火栓設備に関する基準（第40条の2）

設置及び維持に関する技術上の基準（第40条の2第3項）

令及び省令に定めるもののほか、岡崎市消防用設備等技術基準による。

第3 スプリンクラー設備に関する基準（第40条の3）

- 1 地盤面からの高さが31メートル以上の階（第40条の3第1項第1号）

階の判定については、ある階において地盤面から測った高さ31メートルの位置が、当該階の途中（当該階の床面とその上階の床面との中間の位置よりも下）にある場合、当該階は高さ31メートル以上の階に含まれるものとして扱う。

H 31メートル

$$H = \frac{H_n + (H_{n+1})}{2}$$

H：当該階の床面とその上階の床面との中間の位置

H_n：当該階の床面の高さ

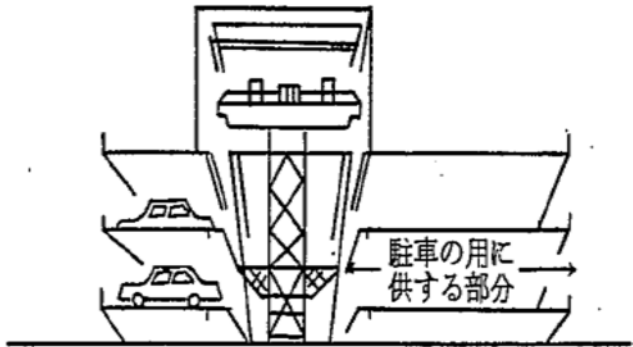
H_{n+1}：当該階の上階の床面の高さ

- 2 設置及び維持に関する技術上の基準（第40条の3第2項）

令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第4 水噴霧消火設備等に関する基準（第40条の4）

- 1 駐車の用に供する部分の床面積（第40条の4第1項）
駐車する部分（屋上部分を含む。）及び車路の床面積をいう。
- 2 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で駐車の用に供する部分（第40条の4第1項）
次図の部分をいう。



- 3 油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力1,000キロワット以上の変電設備及び発電設備のある場所（第40条の4第1項）
次に掲げる場所をいう。
 - (1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
 - (2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の変電設備のある場所
 - (3) 全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所
 - (4) (1)から(3)まで以外の無人の変電設備のある場所
- 4 設置及び維持に関する技術上の基準（第40条の4第3項）
令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第5 自動火災報知設備に関する基準（第40条の5）

設置及び維持に関する技術上の基準（第40条の5第2項）

令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第6 避難器具に関する基準（第41条）

- 1 適用緩和（第41条第1項）

2階建てに限り、廊下、通路又は階段に面する居室の出入口から歩行距離が10メートル以内で屋外に通ずる階段に到着できる場合は避難器具を設けないことができる。

- 2 設置及び維持に関する技術上の基準（第41条第2項）
令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第7 連結送水管に関する基準（第41条の2）

- 1 適用緩和（第41条の2第1項）
1階屋上部分のみを駐車場の用途に供する建築物及び1層2段の自走式自動車車庫に限り、連結送水管を設けないことができる。
- 2 設置及び維持に関する技術上の基準（第41条の2第2項）
令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第5章 消火活動の用に供する設備

第1 採水口（第41条の4）

- 1 適用緩和（第41条の4第1項）
連結送水管の送水口付近（歩行距離15メートル以内）に有効に使用できる20立方メートル以上の防火水槽がある場合は、採水口を設けないことができる。
- 2 設置及び維持に関する技術上の基準（第41条の4第2項）
令及び省令に定めるもののほか、「岡崎市消防用設備等技術基準」による。

第2 消防隊進入口（第41条の5）

- 1 消防隊進入口（第41条の5第1項）
建基令第126条の6第1号の規定にかかわらず、非常用エレベーターが設置されている場合においても消防隊進入口を設けなければならない。
- 2 外壁に設けられた開口部（第41条の5第1項）
道路又ははしご自動車等を使用して消防隊が活動することができる道路、その

他の空地に面する各階の外壁面の開口部をいう。

3 有効に進入することができる構造（第41条の5第1項）

次による。

- (1) 避難及び消火活動上有効なバルコニーが設けられているもの
- (2) 屋外階段又は消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号八及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第7号）に定める階段が設けられているもの
- (3) 開放廊下、通路等が設けられているもの
- (4) 壁面の長さ10メートル以内ごとに屋内から容易に開放でき、かつ、屋外からの進入を妨げる構造等を有しなく次のア又はイに適合する開口部が設けられているもの
ア 直径1メートル以上の円が内接することができるもの
イ 幅及び高さがそれぞれ75センチメートル及び1.2メートル以上のもの

4 設置間隔（第41条の5第2項第2号）

当該外壁面の任意の位置で40メートル以内ごとに1か所以上設けることをいう。

5 外部から容易に開放できる構造（第41条の5第2項第5号）

次による。

- (1) 屋外から開錠等ができる構造のもの
- (2) 容易に破壊することができるガラス（二次的被害のおそれのない構造のものに限る。）により開放できるもの

6 容易に識別できるもの（第41条の5第2項第6号）

岡崎市火災予防規則別表に定める消防隊進入口の表示を当該外壁に面する部分の道路、通路又は空地の幅の中心から見易い位置に設けることをいう。

第6章 避難管理

第1 劇場等の客席（第42条）

1 手すり（第42条第4号）

立見席の前部に設けることをいう。

- 2 直通（第 42 条第 5 号オ）
直接に通じることをいい、直線的に通じることではない。

第 2 基準の特例（第 43 条の 2）

- 入場者の避難上支障がない（第 43 条の 2）
避難通路以外に避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けることをいう。

第 3 キャバレー等の避難通路（第 44 条）

- 避難通路（第 44 条）
避難口又は出入口に直通し、原則として 2 方向避難ができるように確保することをいう。

第 4 ディスコ等の避難管理（第 44 条の 2）

- 1 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（第 44 条の 2）
ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 2 特殊照明及び音響を停止（第 44 条の 2）
非常ベル若しくは放送設備の起動又は自動火災報知設備の作動と連動して停止するもの又は常時従業員が勤務する場所において、手動により停止させるものをいう。
- 3 避難上有効な明るさ（第 44 条の 2）
床面において 1 ルクス以上の照度を確保できることをいう。

第 5 百貨店等の避難通路等（第 45 条）

- 1 避難通路等（第 45 条）
主要避難通路及び補助避難通路の保有以外については、次による。
 - (1) 売場又は展示場に面していない階段等へ通ずる避難通路の有効幅員は、1.2 メートル以上とすること。

(2) 売場又は展示場に面しない場所にある特別避難階段に通ずる避難通路の床には、幅 10 センチメートル以上、長さ 1 メートル以上の大きさの矢印表示を設けること。

2 主要避難通路を 1 以上（第 45 条第 1 項）

避難階に設ける主要避難通路にあっては、屋外への出入口及び避難口に、避難階以外の階にあっては、下階（地階の場合は上階）に通ずる階段へ相互に直通することをいう。

3 補助避難通路（第 45 条第 2 項）

主要通路以外の客用通路をいう。

4 避難の用に供することができる屋上広場（第 45 条第 3 項）

建基令第 126 条第 2 項（建築物の 5 階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。）に基づく屋上広場は、次のとおりとする。

- (1) 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の 2 分の 1 以上とすること。
- (2) 避難上障害となる建築物、工作物を設けないとともに可燃性の物品等を放置しないこと。
- (3) 特別避難階段、避難階段及び避難器具に有効に通ずること。

第 6 劇場等の定員（第 46 条）

その他の部分（第 46 条第 1 号ウ）

さ敷、ます席等をいう。

第 7 避難施設の管理（第 47 条）

1 避難口（第 47 条第 2 号）

屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口、避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口（劇場等にあっては他の出入口を含む。）並びに非常の際避難専用とするために設けた出入口

2 外開き（第 47 条第 2 号）

カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室（これに類する施設を含

む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理すること。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅がおおむね 60 センチメートル以上確保できる場合は除く。

第 8 防火設備の管理 (第 48 条)

防火設備に近接 (第 48 条)

一般に使用されている防火設備は、ふく射熱により付近の可燃物を燃焼させるため、おおむね 15 センチメートル以上防火設備から可燃物を離すことをいう。したがって百貨店等の防火区画のシャッターの両面付近等がこれに該当する。

第 7 章 屋外催しに係る防火管理

指定催しの防火管理 (第 49 条の 3)

指定催しの防火管理については、「露店等の開設に関する指導要綱」による。

第 8 章 雑則

第 1 防火対象物の使用開始の届出等 (第 50 条)

令別表第 1 に掲げる防火対象物 (第 50 条)

令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下の防火対象物 (防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第 1 (2) 項ニ、(3) 項 (火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。)、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハ (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。) の用途に供する部分が存する防火対象物を除く。) を除く。

第 2 火を使用する設備等の設置の届出

1 据付面積 2 平方メートル以上の炉 (第 52 条第 3 号)

同一の室内 (専用不燃区画) に近接 (条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定に定める離隔距離の範囲内に別の炉を設置する場合をいう。) して炉を複数設置したとき


は一つの炉としてみなすものとする。この場合の据付面積は各炉の据付面積を合計したものとする。



据付面積を合算しない



据付面積を合算する

【凡例】  条例第5条に定める離隔距離の範囲

 炉

2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に規定するもの(第52条第5号)

蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるものをいう。

- (1) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が0.5平方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが400ミリメートル以下のもの
- (2) ゲージ圧力0.3メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.003立方メートル以下のもの
- (3) 伝熱面積が2平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05メガパスカル以下で、かつ、内径が25ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- (4) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4平方メートル以下のもの
- (5) ゲージ圧力1メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150ミリメートルを超える多管式のものを除く。)で、伝熱面積が5平方メートル以下のもの(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.02立方メートル以下のものに限る。)
- (6) 内容積が0.004立方メートル以下の貫流ボイラー(管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。)で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が0.02以下のもの

3 乾燥設備(第52条第6号)

室内の容積が、2立方メートル以上のものをいう。

4 水素ガスを充填する気球（第 52 条第 14 号）

届け出なければならない水素ガス充填気球の設置には、当該気球を掲揚する前に一定期間係留する場合を含む。

第 3 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第 53 条）

1 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為（第 53 条第 1 号）

たき火に類する行為にあつては、行為の規模、場所等を勘案し、条例第 28 条に定める例により指導する。

2 煙火の打上げ又は仕掛け（第 53 条第 2 号）

届出については、次による。

- (1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 25 条第 1 項の規定により、煙火の消費について市長の許可を受けた場合は、条例第 53 条の規定による届出がされたものとする。
- (2) 煙火を消費する場合は、火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 の規定を適用し、煙火の消費保安基準を準用すること。

3 溶接又は溶断の作業（第 53 条第 3 号）

届出については、次による。

- (1) 一定の場所において溶接又は溶断の作業を業として行うもの（溶接業、自動車修理業、製かん業、建設業等）にあつては、最初に届け出るのみでよいこと。
- (2) 工事現場における溶接又は溶断の作業で、同一敷地内で行う同一目的の作業（鉄骨組立工事等）にあつては、当該作業期間の始めに届け出ること。
- (3) 作業規模の大小に関係なく、届け出ること。

4 その他の催物（第 53 条第 4 号）

仮設工作物を設けて行う見せ物、音楽会、スポーツ等の催物をいう。

なお、興行目的のためでない催物であっても、火災危険又は人命危険が高いと認められるものは、届け出るよう指導すること。

第 4 指定とう道等の届出（第 55 条）

消防長が指定したもの（第 55 条第 1 項）

「岡崎市火災予防条例第 55 条第 1 項の規定に基づく火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるとう道等の指定について（昭和 61 年 9 月 22 日

付け消防本部告示第 1 号)」による。